

我が国の海洋生物資源の資源管理指針

平成23年 3月29日公表
平成23年12月22日改正
平成24年 3月30日改正
平成24年12月10日改正
平成25年12月11日改正
平成26年12月25日改正
平成27年12月22日改正
平成28年12月27日改正
平成29年 3月10日改正
平成29年 6月 9日改正
平成29年 8月30日改正
平成29年12月25日改正
平成30年 4月 2日改正
平成30年 8月30日改正
平成30年12月14日改正
令和 元年 8月27日改正
令和 元年12月25日改正
令和 2年 7月 3日改正
令和 2年12月21日改正
令和 4年 1月26日改正
令和 5年 3月30日改正

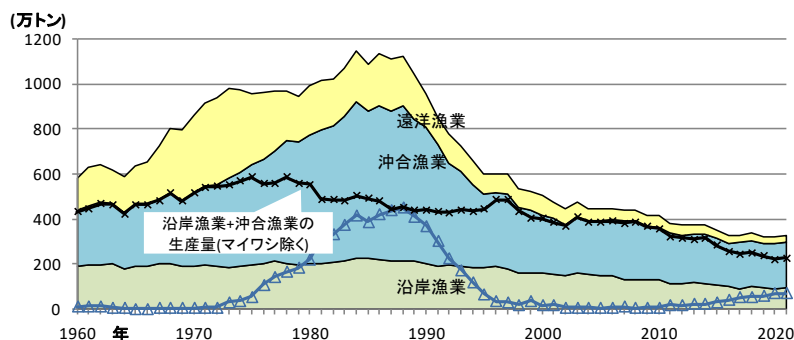
第1 我が国の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

1 漁業概観

我が国は世界で第6位の広大な排他的経済水域を有し、また我が国周辺には暖流と寒流が位置し混合することや複雑な地形により世界でも有数の漁場が形成され、古来から多種多様な漁業が展開されるとともに、多様な漁村文化や豊かな魚食文化が育まれてきた。

我が国の海面漁業生産量を見ると、1984年の約1,150万トン进行ピークに2021年には約324万トンと大きく減少している（図1）。

図1 我が国の海面漁業生産量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成

このように、我が国の漁業生産量は、長期的な減少傾向にある。漁業生産量の減少については、様々な要因が考えられるが、適切な資源管理を行い、水産資源を維持できていれば、その減少を防止・緩和できたと考えられるものも多い。

2018 年 12 月には、「漁業法等の一部を改正する等の法律」が成立し、改正後の漁業法（以下「漁業法」という。）が 2020 年 12 月に施行された。漁業法では、資源管理は、水産資源ごとに、最新の科学的知見を踏まえて実施された資源評価に基づき資源管理の目標を設定し、当該資源管理の目標の達成を目指し漁獲可能量による管理を行い、最大持続生産量（MSY：Maximum Sustainable Yield）を実現できる資源量の水準を維持し、又は回復させることを基本としている。

近年の我が国周辺水域の資源状況を見ると、令和 3（2021）年度の我が国周辺水域の資源評価結果によれば、MSY ベースの資源評価を行った 17 魚種 26 系群のうち、資源量も漁獲の強さともに適切な状態であるものはマアジ対馬暖流系群等の 6 魚種 6 系群（23%）、資源量は適切な状態にあるが漁獲の強さは過剰であるものはマイワシ太平洋系群の 2 魚種 2 系群（8%）、資源量は MSY 水準よりも少ないが漁獲の強さは適切な状態であるものはホッケ道北系群等の 7 魚種 7 系群（27%）、資源量は MSY 水準よりも少なく漁獲の強さも過剰であるものはマサバ太平洋系群等の 9 魚種 11 系群（42%）と評価された。

一方、MSY ベース以外の資源評価により、資源の水準と動向を評価した 42 魚種 61 系群については、資源水準が高位にあるものが 11 系群（18%）、中位にあるものが 16 系群（26%）、低位にあるものが 34 系群（56%）と評価された。

海洋生物資源の資源状況は海域ごと、また魚種や系群ごとにそれぞれ異なるが、世界三大漁場と言われる我が国周辺水域の恵まれた漁場環境を活かしながら、資源状況及び当該資源を利用する漁業実態等を踏まえた適切な資源管理措置を講じることにより、資源状況の回復・維持を図ることが国内外問わず強く求められており、本指針を通じ、それらの要請に適切に対応していく必要がある。

2 排他的経済水域等における海洋生物資源の資源管理の現状と方向性

我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）（以下「排他的経済水域等」という。）における海洋生物資源は、漁業法及び水産資源保護法に基づく漁業許可制度を基礎として、漁獲可能量制度、漁獲努力可能量制度、資源回復計画等を通じて、その保存及び管理が図られてきた。

一方、海洋環境による影響、沿岸域の埋立等による産卵・育成の場となる藻場・干潟の減少に加え、再生産力を上回る漁獲が行われたこと等によって、資源水準が低位にある資源も多く存在している。

我が国排他的経済水域等に生息する海洋生物資源の維持・増大を図るためには、漁場環境の保全はもとより、資源及び漁業の特性に応じて、資源水準が低位の資源にあっては漁獲圧の低減、加入状況に応じた未成魚の保護や産卵親魚の保護を行うことにより資源の積極的増大を図り、中位又は高位の資源にあっても資源状況の維持のために漁獲圧の調整を行う等、適切な管理措置を機動的に実施することが必要である。

このため、魚種や系群ごとの資源状況を踏まえた資源管理の内容を漁業種類ごとに定め、適切な資源管理を推進する。特に資源が低位水準又は減少傾向にある魚種に対

してより効果的な資源管理を行うことにより、資源の維持回復を実現することが必要である。併せて、漁獲可能量の遵守を引き続き行うとともに、減船及び休漁等を含む漁獲努力量の削減をはじめ、積極的な資源培養及び漁場環境の保全等を引き続き実施し、資源回復の円滑な推進を図る。

3 高度回遊性魚類資源及び公海等における海洋生物資源の資源管理の現状と方向性

かつお・まぐろ類等の高度回遊性魚類資源及び2つ以上の国の排他的経済水域や公海等にまたがって分布回遊する魚類資源については、直接又は国連海洋法条約第63条若しくは第64条に基づき設立された地域漁業管理機関を通じて、沿岸国及び漁業国が協力してその保存及び管理が図られてきた。また、公海における魚類資源については、国連海洋法条約第118条に基づき設立された地域漁業管理機関等により、関係国が協力してその保存及び管理が図られてきた。

一方、近年、多くの海域において資源状態が悪化している状況であり、一部のまぐろ類やさめ類については、地域漁業管理機関による資源管理が不十分であるとして、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(CITES)の附属書に掲載しようとする動きが続いている。また、公海底魚漁業においては、2004年以降の国連決議(公海における底魚漁業の活動が海洋生態系等に重大な悪影響を及ぼす可能性を懸念し、当該漁業の影響評価を実施し、これらに重大な悪影響を及ぼすと評価された場合は、影響を防止するよう管理する又は当該漁業を停止すること等)を踏まえ、操業禁止区域の設置等の厳しい規制が求められており、今後ともさらに厳しい規制の導入が要求される等、操業条件に関して不安定な状況にある。

このような状況の下、我が国は、各地域漁業管理機関等において科学的資源評価を踏まえた適切な資源管理措置が採択されるよう努めるとともに、関係国に対しこれを確実に遵守する体制の確立に努めていく。また、我が国は、国際的な資源管理をリードしていくためにも、地域漁業管理機関等で決定された資源管理措置の遵守徹底を図るとともに、我が国が自らの資源管理を強化していくことが重要である。

4 本指針の対象とする海洋生物資源、漁業種類及び資源管理措置

本指針は、我が国排他的経済水域等において相当の漁獲量がある主要な海洋生物資源、高度回遊性魚類資源及び公海等における海洋生物資源について、資源管理目標を示し、それを漁獲する漁業種類ごとに取り組むべき資源管理措置を示すものである。本指針については、資源状況及び漁業実態の変化等を踏まえ毎年少なくとも1回見直すこととし、より実情に即した最適な資源管理を実現することとする。

また、都道府県及び地域ごとの重要な魚種及び漁業種類については、各都道府県の資源管理指針に従うものとするが、本指針及び各都道府県の資源管理指針は、全体として我が国周辺資源の資源管理として体系化されるものであることから、これら指針間での整合性を確保しつつ、国及び都道府県は連携・協力して資源管理を推進するものとする。特に、複数の都道府県をまたがる資源については、関係する国又は都道府県は、協議体制の構築等により、適切な資源管理に向けた合意形成を図るよう努めることとする。

なお、本指針における公的資源管理措置(以下「公的措置」という。)とは、漁業

関係法令に基づく規制（漁業権行使規則及び広域漁業調整委員会指示を含む）を指すものとするが、公的措置であっても従来自主的に実施されていた資源管理のための取組であって、水産基本計画（2002 年 3 月閣議決定）に基づく取組の開始された 2002 年度以降にこれら公的措置に移行したものについては、本指針においては自主的資源管理措置（以下「自主的措置」という。）とみなし、取り扱うものとする。

第2 海洋生物資源毎の動向及び資源管理の方向

【魚種別資源管理】

1 くろまぐろ（標準和名 クロマグロ、通俗名 太平洋クロマグロ）

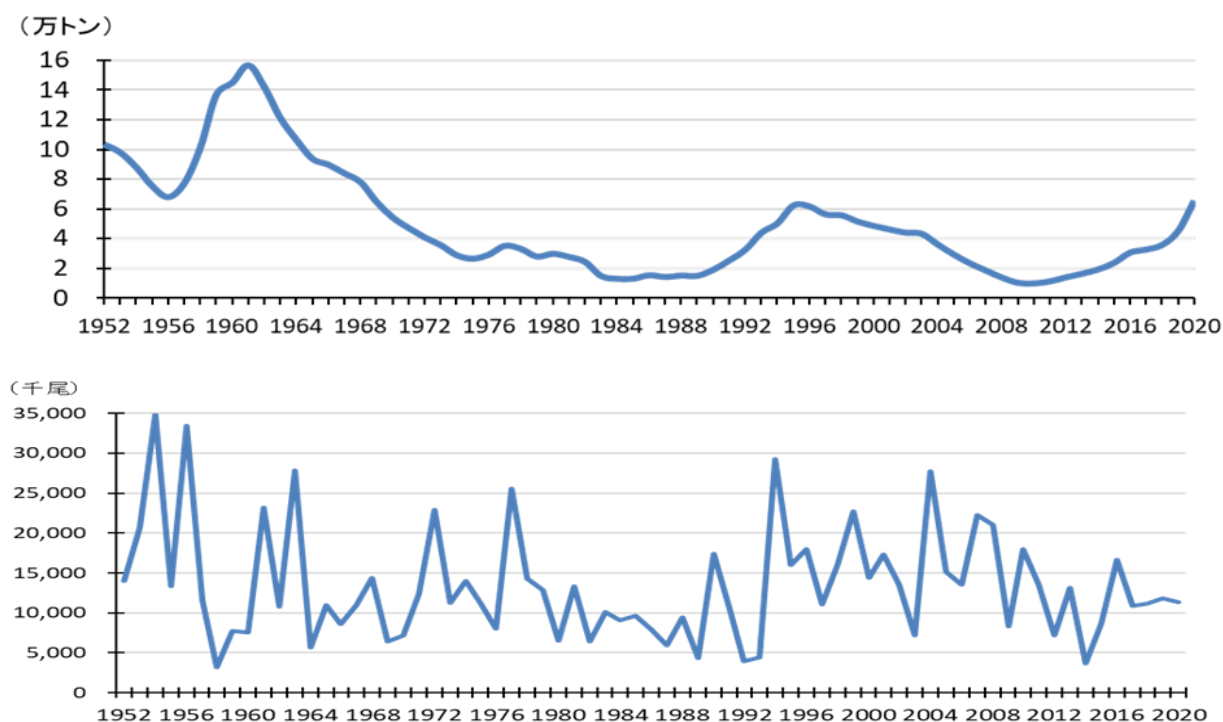
（1）資源及び漁獲の状況

北太平洋まぐろ類国際科学委員会（以下「ISC」という。）は、過去 10 年の間太平洋クロマグロの親魚資源量は回復傾向にあり近年その速度を増している、2020 年には、約 6.5 万トンまで回復し、歴史的中間値（約 4 万トン）を上回ったが、依然として初期資源量の 20%（約 13 万トン）は下回っているとしている。過去、資源が減少した背景には、0～2 歳の未成魚漁獲が増加したことなどが挙げられる（図 2-1）。

くろまぐろは、国際社会において資源管理に高い関心が集まっているが、全漁獲量の約 6 割が我が国によるものであり、また我が国周辺水域内に産卵場があること等から、我が国はその持続的利用に大きな責任を有する立場にある。

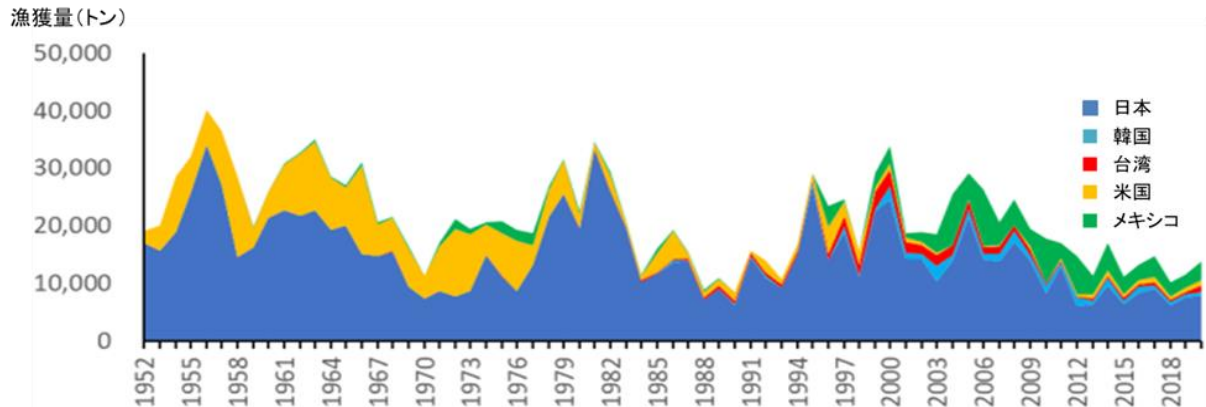
我が国では、主に大中型まき網漁業、はえ縄漁業、曳き縄漁業及び定置網漁業により当該資源を漁獲しており、2020 年の漁獲量は 0.84 万トン、2019 年の漁獲量は 0.75 万トンである（図 2-2）。

図 2-1 2022 年の資源評価で推定されたくろまぐろの産卵親魚量（上図）及び加入量（下図）の推移



資料：ISC クロマグロ資源評価レポート（2022 年）（以下図 2-2 まで同じ）

図 2-2 くろまぐろの国別漁獲量の推移（1952～2020 年）



（２）資源管理目標

資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第 1982 号）に定めるところによる。

（３）資源管理措置

資源管理基本方針に定めるところによるほか、必要に応じ、本指針により追加的な資源管理措置を定めるものとする。

我が国では、中西部太平洋まぐろ類委員会（以下「WCPFC」という。）の保存管理措置を遵守するため、2017 年 4 月にくろまぐろを「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」の対象魚種に追加し、2018 年 1 月から同法に基づく管理を開始した。

我が国のくろまぐろの漁獲可能量は、WCPFC の保存管理措置に基づき、次を基準として設定されている。

- ① 30 キログラム未満の小型魚は、2002 年から 2004 年までの平均漁獲量の 50 パーセント（8,015 トン→4,007 トン）
- ② 30 キログラム以上の大型魚は、2002 年から 2004 年までの平均漁獲量の 115 パーセント（4,882 トン→5,614 トン）

管理の対象となる漁業種類は、くろまぐろを漁獲する大臣管理漁業（大中型まき網漁業、かつお・まぐろ漁業、東シナ海かじき等流し網漁業、かじき等流し網漁業）及び知事管理漁業（定置漁業、ひき縄・一本釣り等の漁船漁業）であり、資源管理基本方針に定める大臣管理区分及び都道府県に漁獲可能量が配分される。

なお、大臣管理漁業の具体的な管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

（４）その他資源管理のために取り組む事項

動力漁船を使用してくろまぐろを漁獲することを目的とする曳き縄等の漁業（農林水産大臣又は都道府県知事の管理下にある一部漁業を含む。）については、広域漁業調整委員会指示による承認制に基づいて隻数管理を行うとともに、くろまぐろを主たる漁獲物とする定置漁業については、免許数の抑制を図る。

また、くろまぐろ養殖業については、養殖場の登録及び養殖実績報告を義務付けることに加え、天然種苗の漁獲増大を防ぐため、原則として、天然種苗の活込尾数の増加を前提とした養殖漁場の拡大、生け簀の数や規模の拡大が行われないよう管理する。

さらに、輸入くろまぐろについては、漁獲情報等の収集等を引き続き行い、くろま

ぐろ漁業・養殖業の実態の把握に努める。

2 さんま

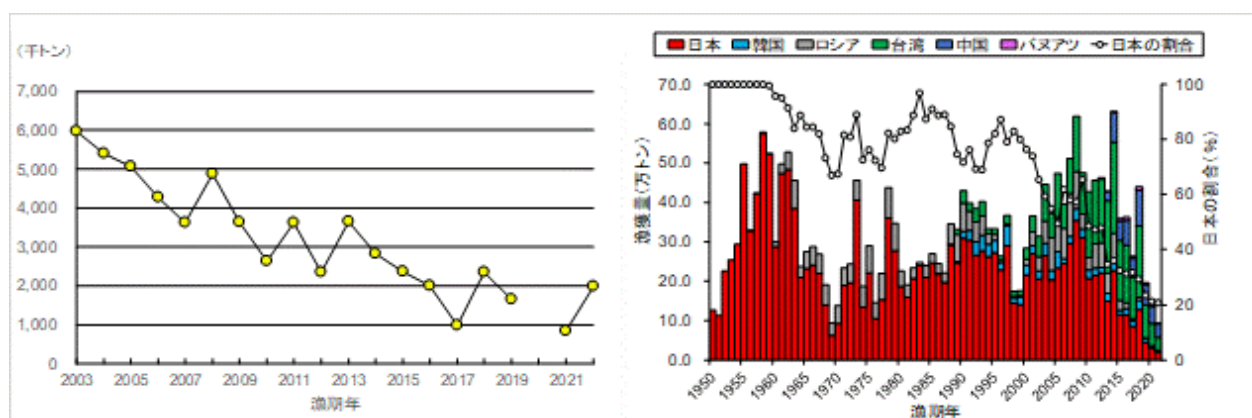
(1) 資源及び漁獲の状況

我が国周辺水域で漁獲対象とされるさんまは、北太平洋に広く分布し、これらが秋季に日本近海に来遊する。

資源の状況については、日本のさんま棒受網漁船の標準化C P U E（1操業当たりの漁獲量）から資源水準は低位、日本の調査船調査から推定した分布量は減少を続け、2022年は198.9万トンと2021年の過去最低の84.4万トン値を上回ったものの、過去4番目に低い値であったことから、動向は減少と判断される（十分な調査ができなかった2020年を除く）（図3）。

漁獲の状況については、我が国における当該資源の漁獲は、北太平洋さんま漁業が大半を占めており、2021年の日本の漁獲量は2.0万トンで、前年（3.0万トン）を下回り、1970年以降で最も低い値となった（図3）

図3 さんまの分布量及び国別漁獲量の推移



資料：水産庁・（国研）水産研究・教育機構「国際漁業資源の現況」から引用

注：日本の調査船調査から推定した分布量（左図）、漁獲量（右図）

(2) 資源管理目標

資源管理基本方針に定めるところによる。

(3) 資源管理措置

資源管理基本方針に定めるところによるほか、必要に応じ、本指針により追加的な資源管理措置を定めるものとする。

北太平洋さんま漁業

さんま資源の安定的な供給を確保する観点から、資源を維持又は回復させるため、当該漁業においては、漁獲可能量、制限措置、条件等の公的措置を遵守する。

なお、北太平洋漁業委員会（以下「N P F C」という。）では、

① 沿岸国（我が国及びロシア）については、公海でサンマを漁獲する許可漁船の隻数の急増を抑制し、遠洋漁業国・地域（中国、韓国、台湾）については許可隻数の増加を禁止する。

② 公海で操業する漁船へのVMSの設置を義務付ける。

③ 洋上投棄を禁止する。

④ 2021 年及び 2022 年の分布域全体の漁獲量を 33 万 3,750 トンを超えないこととし、N P F C 条約水域（公海）での漁獲可能量（T A C）を 19 万 8 千トンに制限（日ロ両国は 200 海里水域内の漁獲量を 13 万 5,750 トン以内に抑えることで当該措置に協力）とする。

⑤ 各国は公海での漁獲量を 2018 年の漁獲実績から 40%削減する。

⑥ T A C は科学委員会の助言・勧告を基に、次々回年次会合又はより早期に見直し。

⑦ 小型魚保護のため、東経 170 度以東における 6～7 月の漁獲禁止を奨励する。
措置が決定されている。

このほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目）	○休漁
-------------	-----

また、上記の措置のほか、来遊状況等に応じて行う、期間別漁獲量上限の設定及び期間別操業回数の制限の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

3 すけとうだら

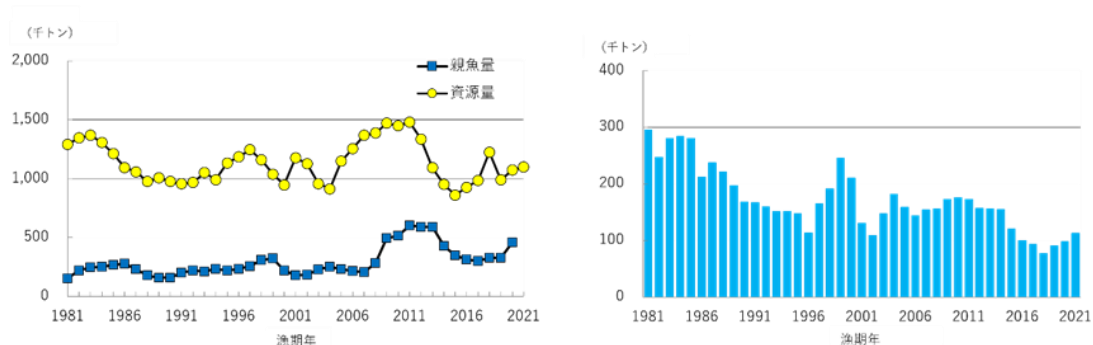
（１）資源及び漁獲の状況

我が国周辺水域のすけとうだらは、北海道周辺及び東北沿岸に分布しており、分布域によって太平洋北部に分布する太平洋系群、日本海北部に分布する日本海北部系群、オホーツク海に分布するオホーツク海南部及び根室海峡に産卵場を有する根室海峡の 4 つの評価単位に分かれている。

資源の状況については、この中で最も資源の大きな太平洋系群では、2016 年級群が 2005、2007 年級群以来の卓越年級群となったが、2010 年～2015 年級群の加入状況は悪かった。2021 年の資源量は 110 万トンであった。過去 5 年間（2017～2021 漁期年）の親魚量の推移から動向は増加と判断される（図 4－1）。日本海北部系群は、2006 年級群の加入状況は良かったものの、その後の加入状況が悪かった。2021 年漁期の資源量は 25 万トンであった。過去 5 年間（2017～2021 漁期年）の親魚量の推移から動向は増加と判断される（図 4－2）。また、2015 年、2016 年、2018 年及び 2019 年級群の加入状況は良く、今後資源量の増加が見込まれる。オホーツク海南部では、資源量指標値である沖合底びき網漁業（かけまわし）の C P U E（1 網当たりの漁獲量）の過去 5 年間（2017～2021 漁期年）の推移から動向は増加と判断される（図 4－3）。根室海峡は、資源量指標値であるすけとうだら専業の刺し網漁業の C P U E（1 隻 1 日当たりの漁獲量）の過去 5 年間（2017～2021 漁期年）の推移から動向は増加と判断される（図 4－4）。

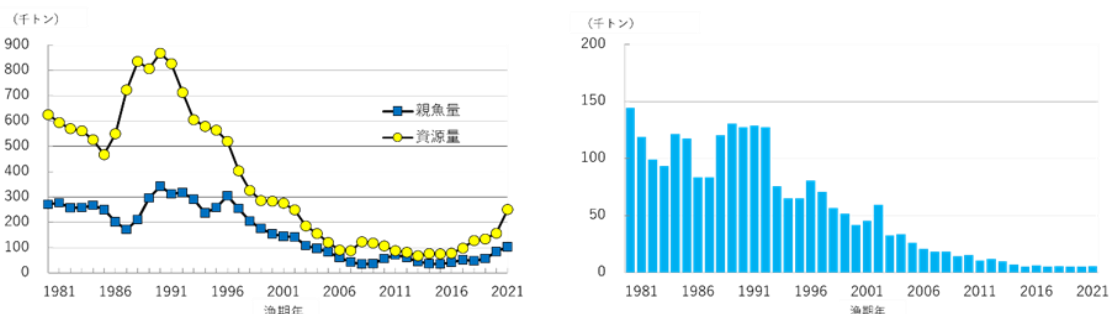
漁獲の状況については、我が国では、主に沖合底びき網漁業及び刺し網漁業により当該資源を漁獲しており、2021 漁期年（4 月から翌年 3 月）の漁獲量は合計 18.0 万トンである。

図４－１ すけとうだら太平洋系群の資源量、親魚量及び我が国の漁獲量の推移



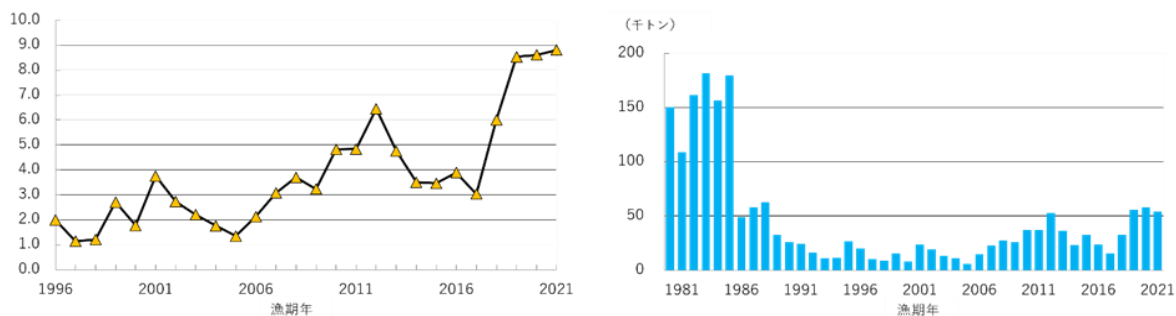
資料：水産庁・（国研）水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成（以下図４－４まで同じ）
注：資源量及び親魚量（左図）、漁獲量（右図）

図４－２ すけとうだら日本海北部系群の資源量、親魚量及び我が国の漁獲量の推移



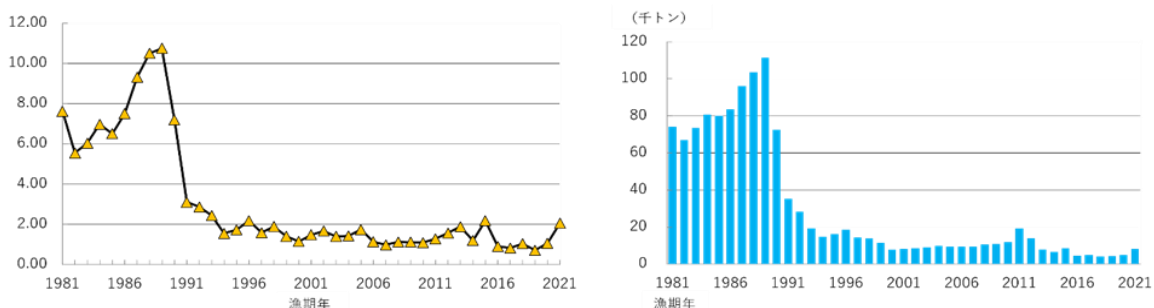
注：資源量及び親魚量（左図）、漁獲量（右図）

図４－３ すけとうだらオホーツク海南部の資源量指標値及び我が国の漁獲量の推移



注：資源量指標値（左図）、漁獲量（右図）

図４－４ すけとうだら根室海峡の資源量指標値及び漁獲量の推移



注：資源量指標値（左図）、漁獲量（右図）

(2) 資源管理目標

資源管理基本方針に定めるところによる。

(3) 資源管理措置

資源管理基本方針に定めるところによるほか、必要に応じ、本指針により追加的な資源管理措置を定めるものとする。

すけとうだら日本海北部系群は、資源の回復には至っていないものの、これまで行ってきた高豊度の 2006 年級群の獲り控え等は一定の管理効果が認められることから、引き続き高豊度年級群の獲り控え等の資源管理措置を講じていくことが重要である。

このため、北海道日本海地区において専ら本系群を利用する沖合底びき網漁業については、可能な限り資源の保存を図るため、大幅に漁獲努力量（操業隻日数）を削減し、操業隻日数の上限設定（強度資源管理）を実施する必要がある。

なお、他の地区も含め、すけとうだらを漁獲対象とする沖合底びき網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

4 まあじ

(1) 資源及び漁獲の状況

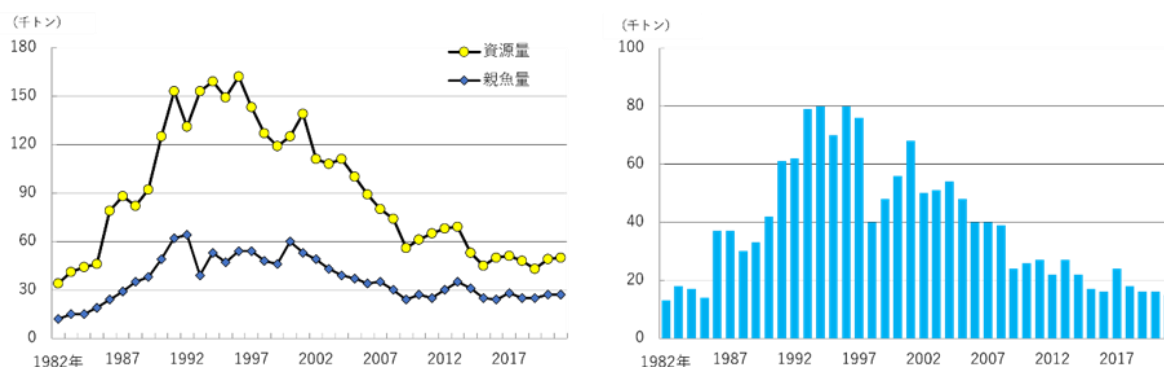
我が国周辺水域のまあじは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群とに大別されるが、当該資源の分布域は資源状況により大きく異なり、両系群は一部水域において混在して分布している。

資源の状況については、太平洋系群の 2021 年の資源量は 5.0 万トンであった。過去 5 年間(2017 年～2021 年)の親魚量の推移から動向は横ばいと判断される。対馬暖流系群の 2021 年の資源量は 39 万トンであった。過去 5 年間(2017 年～2021 年)の親魚量の推移から動向は増加と判断される（図 5－1、5－2）。

当該資源は、新規加入群の状況及び海域によって変動が大きく、特に太平洋系群は加入量が減少していることから、資源動向について注視する必要がある。

漁獲の状況については、我が国では、主にまき網漁業（大中型、中型、小型）及び定置漁業により当該資源を漁獲しており、2021 年の漁獲量は合計 8.8 万トンである。

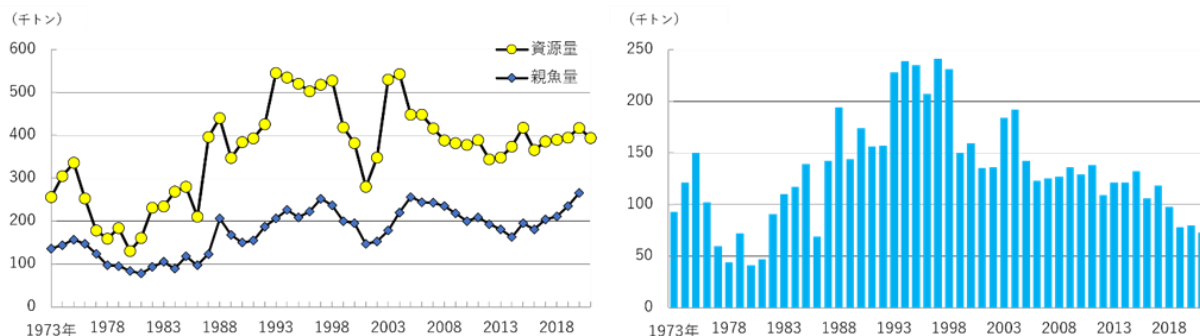
図 5－1 まあじ太平洋系群の資源量、親魚量及び我が国の漁獲量の推移



資料：水産庁・（国研）水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成（以下図 5－2 まで同じ）

注：資源量及び親魚量（左図）、漁獲量（右図）（以下図 5－2 まで同じ）

図５－２ まあじ対馬暖流系群の資源量、親魚量及び我が国の漁獲量の推移



(２) 資源管理目標

資源管理基本方針に定めるところによる。

(３) 資源管理措置

資源管理基本方針に定めるところによるほか、必要に応じ、本指針により追加的な資源管理措置を定めるものとする。

まあじを漁獲対象とする大中型まき網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする

５ まいわし

(１) 資源及び漁獲の状況

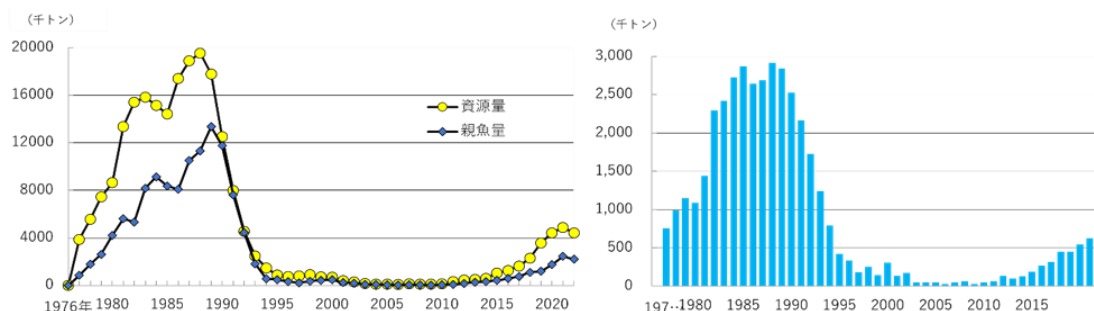
我が国周辺水域のまいわしは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群とに大別される。当該資源は、これまで数十年単位で大きく変動してきており、その資源状況によって分布域が大きく変化することが知られている。両系群とも 1988 年から 1989 年を境として漁獲量が大幅に減少し、近年は低い水準で推移してきた。

資源の状況については、太平洋系群は、2010 年以降、比較的加入状況が良かった。2021 年の資源量は 443.0 万トンであった。過去 5 年間（2017 年～2021 年）の親魚量の推移から動向は増加と判断される（図 6－1）。対馬暖流系群は、2021 年の資源量は 54.1 万トンであった。過去 5 年間（2017 年～2021 年）の親魚量の推移から動向は増加と判断される（図 6－2）。

当該資源は、新規加入群の状況及び海域によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

漁獲の状況については、我が国では、主にまき網漁業（大中型、中型、小型）及び定置漁業により当該資源を漁獲しており、2021 年の漁獲量は 68.2 万トンである。

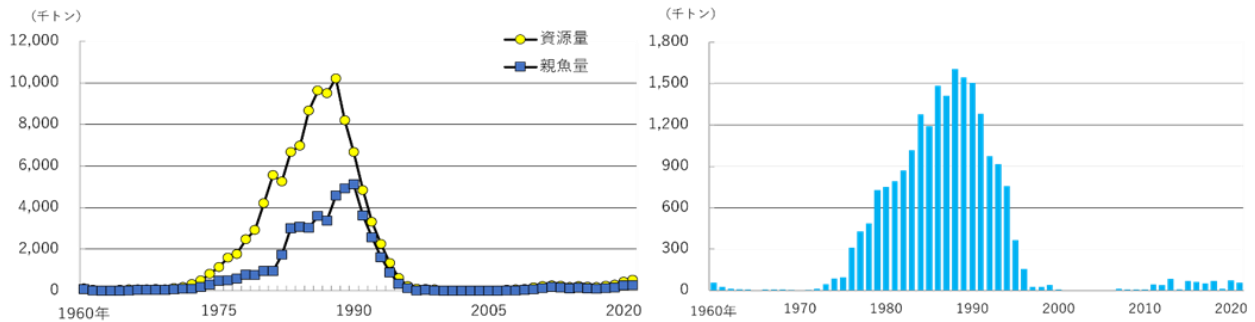
図 6－1 まいわし太平洋系群の資源量、親魚量及び我が国の漁獲量の推移



資料：水産庁・（国研）水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成（以下図 6－2 まで同じ）

注：資源量及び親魚量（左図）、漁獲量（右図）（以下図 6－2 まで同じ）

図 6-2 まいわし対馬暖流系群の資源量、親魚量及び我が国の漁獲量の推移



(2) 資源管理目標

資源管理基本方針に定めるところによる。

(3) 資源管理措置

資源管理基本方針に定めるところによるほか、必要に応じ、本指針により追加的な資源管理措置を定めるものとする。

まいわしを漁獲対象とする大中型まき網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

なお、NPFCでは、

- ① 北太平洋公海でまいわしを漁獲する許可漁船の隻数を増加させないことを推奨する（公海でまいわしを多く漁獲する国（実質的に中国）については、許可隻数増加を禁止する）
- ② 公海で操業する漁船へのVMSの設置を義務付ける
との措置が決定されている。

6 さば類（まさば及びごまさば）

(1) 資源及び漁獲の状況

我が国周辺水域のまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と日本海及び東シナ海に分布する対馬暖流系群に、また、ごまさばは、太平洋に分布する太平洋系群と主に東シナ海に分布する東シナ海系群に大別され、それぞれ両系群は一部水域において混在して分布している。全般としては、ごまさばは、まさばに比べ南方域に分布している。

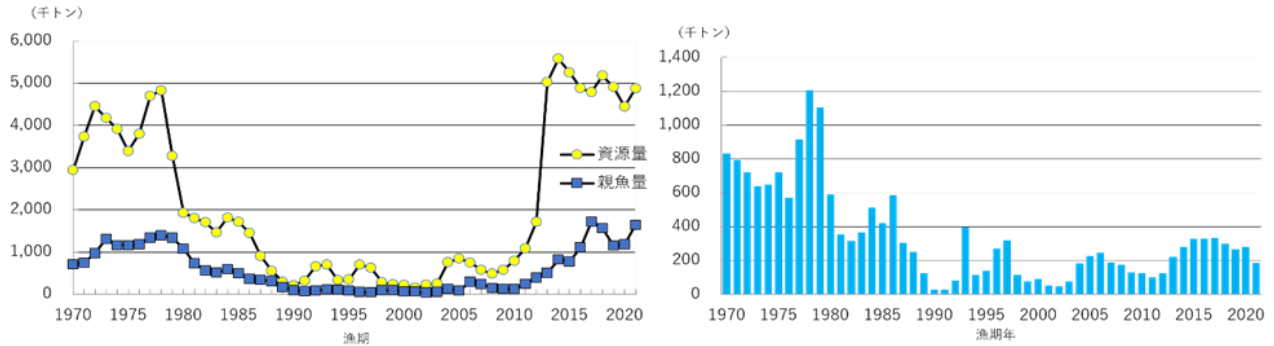
資源の状況については、まさば太平洋系群は、2004年、2013年に豊度の高い加入があり、2021年の資源量は487.6万トンである。過去5年間（2017～2021年）の親魚量の推移から動向は横ばいと判断されるが（図7-1）、北西太平洋公海での外国漁船による漁獲の正確な動向が不明であり、その動向には注意が必要である。まさば対馬暖流系群の2021年の資源量は52.8万トンで、過去5年間（2017年～2021年）の親魚量の推移から動向は横ばいと判断される（図7-2）。ごまさば太平洋系群の2021年の資源量は8.7万トンで、過去5年間（2017年～2021年）の親魚量の推移から動向は減少と判断される（図7-3）。ごまさば東シナ海系群の2021年の資源量は13.4万トンで、過去5年間（2017年～2021年）の親魚量の推移から動向は減少と判断される（図7-4）。

まさば及びごまさばは、共に新規加入群の状況によって変動が大きいことから、資

源動向について今後とも注視する必要がある。

漁獲の状況については、我が国では、主にまき網漁業（大中型、中型、小型）及び定置漁業により当該資源を漁獲しており、2021 年のさば類の漁獲量は、43.4 万トンである。

図 7－1 まさば太平洋系群の資源量、親魚量及び我が国の漁獲量の推移



資料：水産庁・（国研）水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成（以下図 7－4 まで同じ）

注：資源量及び親魚量（左図）、漁獲量（右図）（以下図 7－4 まで同じ）

図 7－2 まさば対馬暖流系群の資源量、親魚量及び我が国の漁獲量の推移

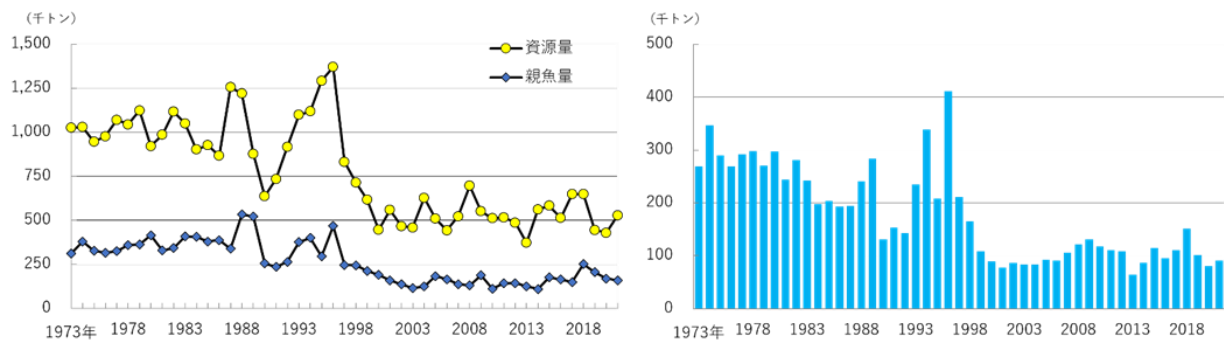


図 7－3 ごまさば太平洋系群の資源量、親魚量及び我が国の漁獲量の推移

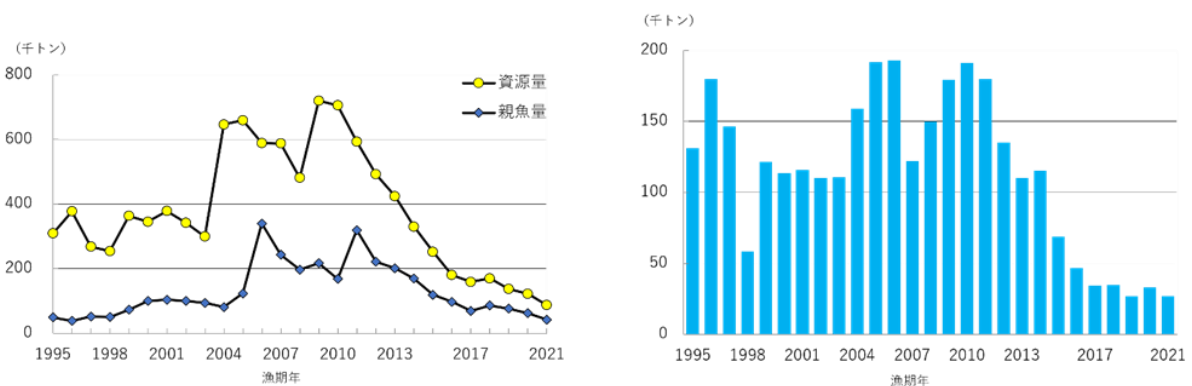
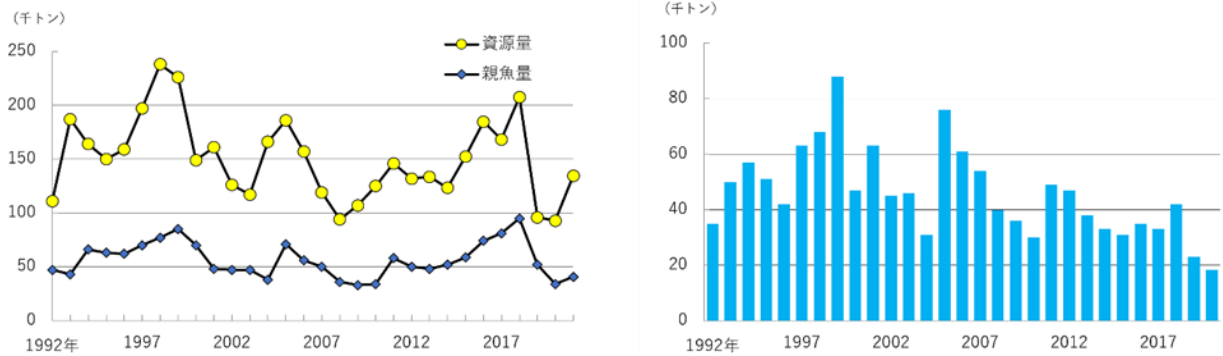


図 7-4 ごまさば東シナ海系群の資源量、親魚量及び我が国の漁獲量の推移



(2) 資源管理目標

資源管理基本方針に定めるところによる。

(3) 資源管理措置

資源管理基本方針に定めるところによるほか、必要に応じ、本指針により追加的な資源管理措置を定めるものとする。

さば類を漁獲対象としている大中型まき網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

なお、N P F Cでは、

① 可能な限り早期に資源評価を完了させ、それまでの間、北太平洋公海でまさばを漁獲する許可漁船の隻数を増加させないことを推奨する(公海でさばを多く漁獲する国(実質的に中国)については、許可隻数増加を禁止する)

② 公海で操業する漁船へのVMSの設置を義務付ける
との措置が決定されている。

7 するめいか

(1) 資源及び漁獲の状況

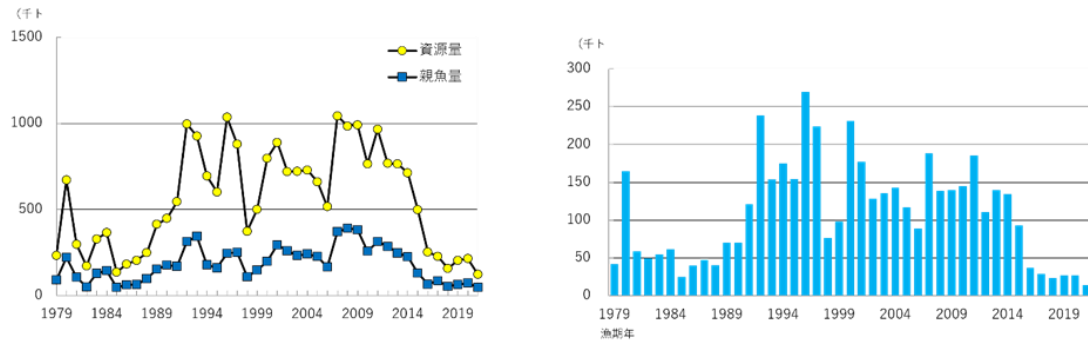
我が国周辺水域のするめいかは、日本近海に広く分布し、季節により南北に大きく回遊するが、主に12月～3月に東シナ海で発生する冬季発生系群と、10月～12月に北陸沿岸域から東シナ海で発生する秋季発生系群とに大別される。

資源の状況については、冬季発生系群の2021年の資源量は12.3万トンであり、過去5年間(2017年～2021年)の親魚量の推移から動向は横ばいと判断される(図8-1)。秋季発生系群の2021年の資源量は56.5万トンであった。過去5年間(2017年～2021年)の親魚量の推移から動向は横ばいと判断される(図8-2)。

当該資源は、海洋環境によって変動が大きいことから、資源動向について注視する必要がある。

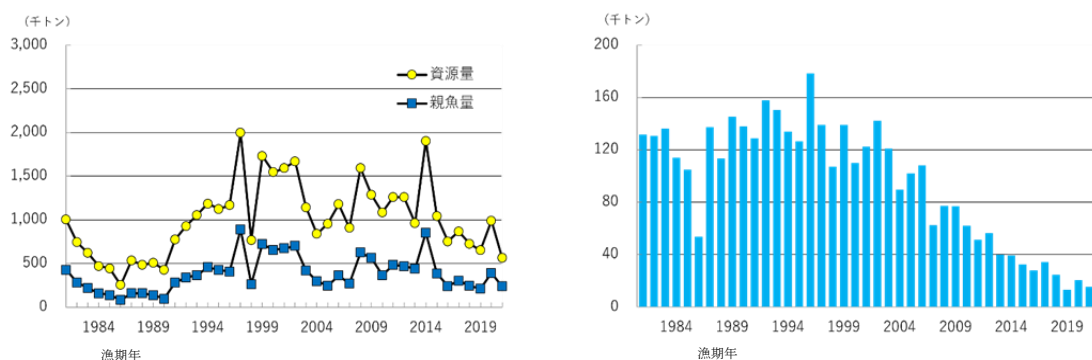
漁獲の状況については、我が国では、主にいか釣り漁業、定置漁業及び沖合底びき網漁業により当該資源を漁獲しており、その他大中型まき網漁業等によっても漁獲が行われている。2020漁期年(4月から翌年3月)の漁獲量は3.2万トンである。

図 8-1 するめいか冬季発生系群の資源量、親魚量及び我が国の漁獲量の推移



資料：水産庁・（国研）水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成（以下図 8-2 まで同じ）
注：資源量及び親魚量（左図）、漁獲量（右図）

図 8-2 するめいか秋季発生系群の資源量、親魚量及び我が国の漁獲量の推移



注：資源量及び親魚量（左図）、漁獲量（右図）

（２）資源管理目標

資源管理基本方針に定めるところによる。

（３）資源管理措置

資源管理基本方針に定めるところによるほか、必要に応じ、本指針により追加的な資源管理措置を定めるものとする。

するめいかを漁獲対象とするいか釣り漁業、沖合底びき網漁業及び大中型まき網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

なお、NPFCでは、

- ① 北太平洋公海でするめいかを漁獲する許可漁船の隻数を増加させないことを推奨する
 - ② 公海で操業する漁船へのVMSの設置を義務付ける
- との措置が決定されている。

8 ずわいがに

（１）資源及び漁獲の状況

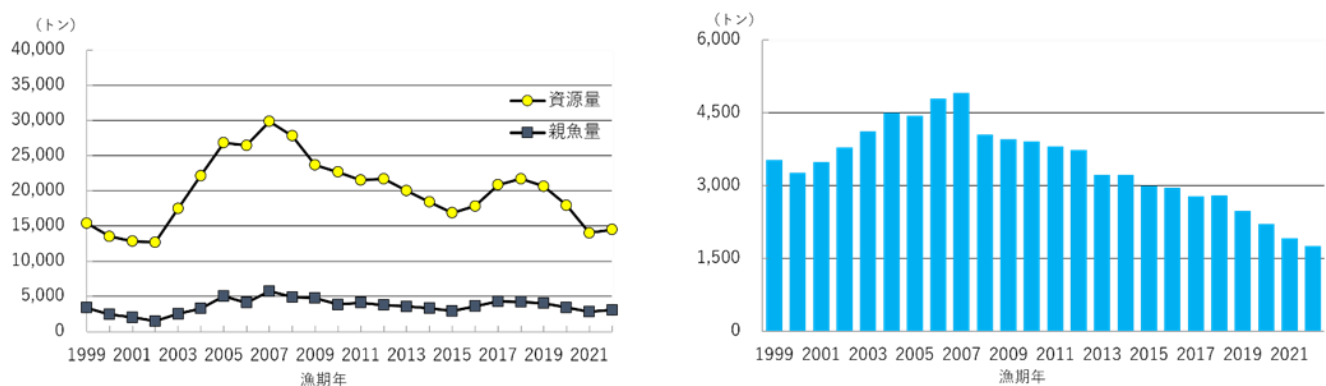
我が国周辺水域のずわいがには、日本海大陸棚の縁辺部、大和堆、鮫子以北の太平洋岸及びオホーツク海の水深 100 メートル～750 メートルの範囲に分布し、生息域の

分布によって、オホーツク海南部、太平洋北部系群、日本海系群及び北海道西部系群に分けられる。

資源の状況については、この中で最も資源の大きな日本海系群は、富山県以西（A海域）では2016年から2018年にかけて資源は増加したが、2019年からは減少傾向にある。2022年の資源量は15千トンであった。過去5年間（2017～2021漁期年）の親魚量の動向は減少と判断される（図9-1）。新潟県以北（B海域）では、2021年の資源量は7.7千トンである。過去5年間（2017～2021漁期年）の推移から、親魚量の動向は増加傾向と判断される（図9-2）。また、オホーツク海南部は、過去5年間（2018年～2022年）の調査船調査による分布密度の推移から動向は横ばいと判断される。太平洋北部系群は、2021年の資源量は、182トンであった（図9-3）。過去5年間（2017～2021漁期年）の親魚量の推移から動向は減少と判断される。北海道西部系群は、過去5年間（2017～2021漁期年）のずわいがにかご漁業のCPU（1かご当たりの漁獲量）の推移から動向は横ばいであると判断される。

漁獲の状況については、我が国における当該資源の漁獲は、沖合底びき網漁業が大半を占めており、その他かご漁業であるずわいがに漁業によっても漁獲が行われている。2021漁期年（7月から翌年6月）の漁獲量は2,116トンである。

図9-1 ずわいがに日本海系群（A海域）の資源量、親魚量及び漁獲量の推移



資料：水産庁・(国研) 水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成（以下図9-3まで同じ）

注：資源量及び親魚量（左図）、漁獲量（右図）（以下、図9-3まで同じ）

図9-2 ずわいがに日本海系群（B海域）の資源量及び漁獲量の推移

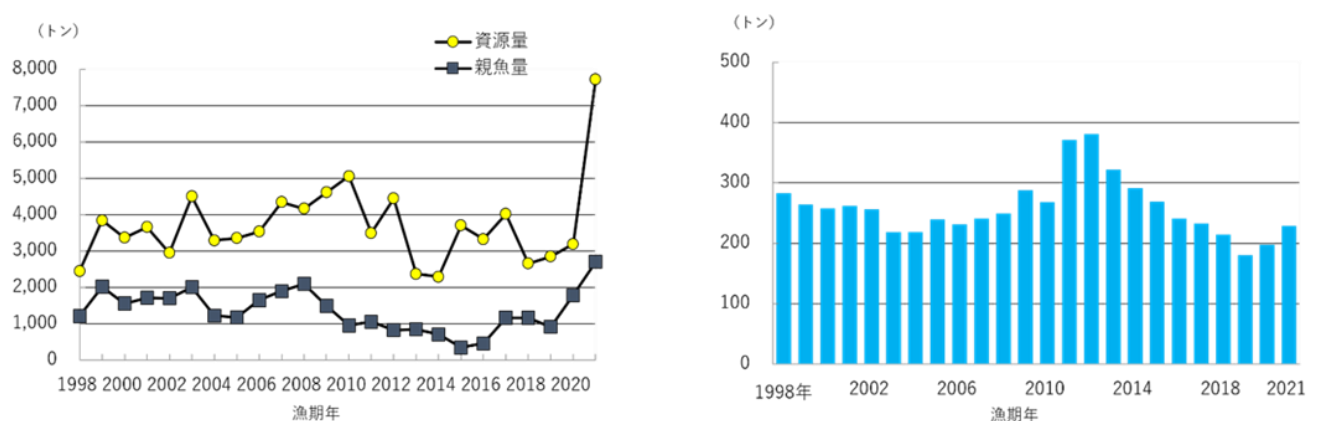
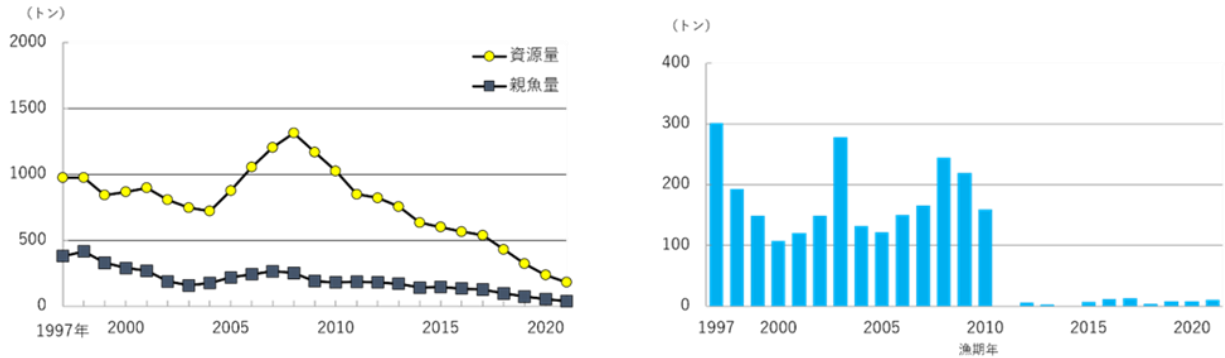
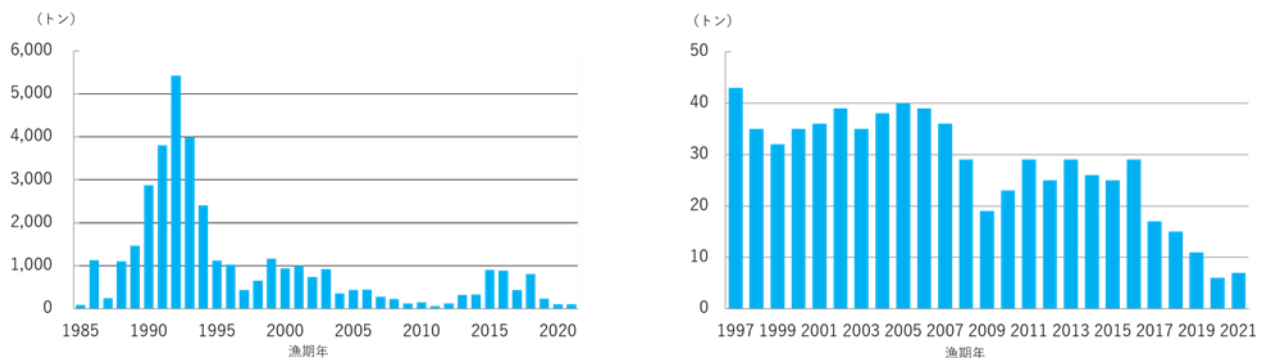


図 9-3 ずわいがに太平洋北部系群の資源量及び漁獲量の推移



注：2011 漁期年以降は、東日本大震災の影響により漁獲量が減少

(参考) ずわいがにオホーツク海南部及び北海道西部系群の漁獲量の推移



資料：水産庁・(国研) 水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成

注：オホーツク海南部（左図）、北海道西部系群（右図）

(2) 資源管理目標

資源管理基本方針に定めるところによる。

(3) 資源管理措置

ずわいがに漁業

資源管理基本方針に定めるところによるほか、必要に応じ、本指針により追加的な資源管理措置を定めるものとする。

ずわいがに資源の維持を図るため、当該漁業においては、漁獲可能量、制限措置、条件等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目）	○休漁
-------------	-----

また、上記の措置の他、これまで取り組んできた当該漁業における年間の漁獲量上限の設定、操業区域の制限、水がにの採捕制限、小型がにに保護のための漁具改良等の措置についても引き続き取り組む必要がある。

一方、ずわいがにを漁獲対象としている他の漁業種類（沖合底びき網漁業）については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

9 ベにずわいがに

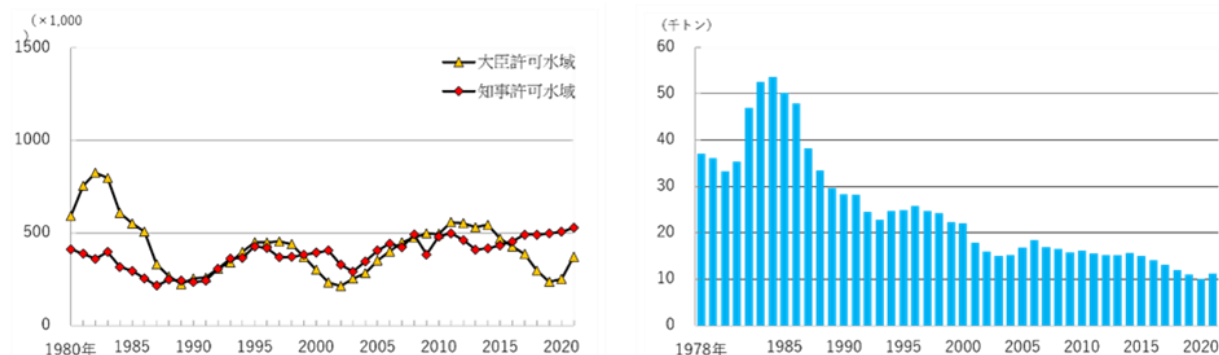
(1) 資源及び漁獲の状況

日本海のべにずわいがには、北海道から島根県沖にかけての水深 500 メートル～2,700 メートルの水深帯に広く分布し、分布の中心は 1,000 メートル～2,000 メートルである。

資源の状況については、かご漁による許可水域別の資源量指標値の推移から、大臣許可水域の動向は 2021 年に増加、知事許可水域は 2004 年以降には緩やかな増加と判断される（図 10）。

漁獲の状況については、我が国では、主にかご漁業である日本海べにずわいがに漁業及びべにずわいがにかご漁業により当該資源を漁獲しており、2021 年の漁獲量は 1.1 万トンである（図 10）。

図 10 ベにずわいがに日本海系群の資源量指標値及び我が国の漁獲量の推移



資料：水産庁・（国研）水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」を基に作成

注：資源量指標値（左図）、漁獲量（右図）

(2) 資源管理目標

べにずわいがに資源については、その主たる生息域に日韓北部暫定水域が含まれており、同水域で大韓民国漁船によっても採捕が行われていることから、同国との協調した管理に向けて取り組みつつ、資源を引き続き中位水準以上に維持することを基本方向として、管理を行う。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、その定められた目標を本資源の管理の目標とする。

(3) 資源管理措置

日本海べにずわいがに漁業

資源の維持又は増大を図るため、当該漁業においては、制限措置、条件等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目）	○漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量上限の設定
-------------	------------------------

また、上記の措置の他、これまでに「日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画」（2005年4月7日公表）で取り組んできた休漁、保護区の設定、小型がに保護のための漁具改良等の措置についても引き続き取り組む必要がある。

さらに、資源状況等を踏まえて、減船の実施についても検討する。

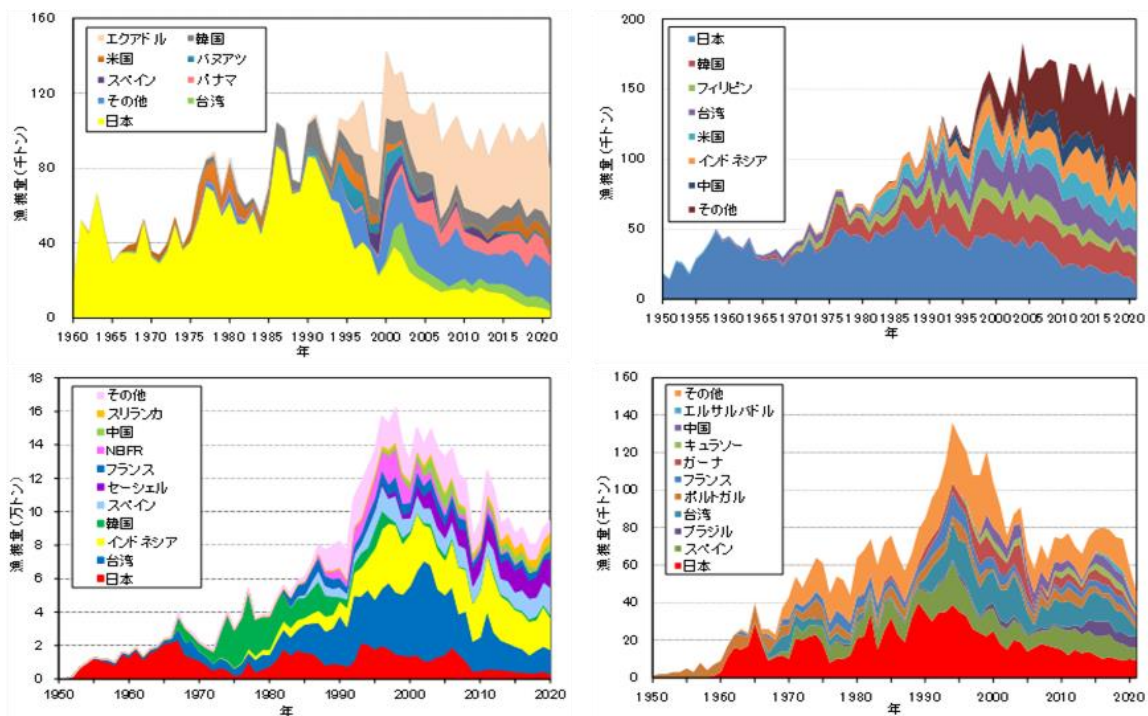
10 めばち

(1) 資源及び漁獲の状況

東部太平洋では、全米熱帯まぐろ類委員会（以下「IATTC」という。）において、資源量はほぼ適正なレベルにあり、漁獲圧は適正なレベルにあると評価されており、資源水準は中位～低位、動向は横ばいと判断される。中西部太平洋では、WCPFCにおいて2020年に行われた資源評価は大きな不確実性を含有しているものの、資源は適正なレベルにあり、漁獲圧は過剰な状態でないとは評価された。資源水準は中位、動向は横ばいと判断される。インド洋では、インド洋まぐろ類委員会（以下「IOTC」という。）において2019年に資源評価が行われた。2021年の資源量は過剰な利用状態にあり、漁獲圧が過剰な状態と評価された。資源水準は低位、動向は減少と判断される。大西洋では、大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下「ICCAT」という。）において、2021年に資源評価が行われ、資源量はほぼ適正なレベルにあるが、漁獲圧は過剰な状態にあると評価された。資源水準は低位、動向は横ばいと判断される。

各海域における当該資源の国別漁獲量は図11のとおりである。我が国では、主に遠洋まぐろはえ縄漁業及び近海まぐろはえ縄漁業により当該資源を漁獲しており、2021年の漁獲量は全海域合計で3.5万トンである。

図11 各海域におけるめばちの国別漁獲量の推移



資料：水産庁・（国研）水産研究・教育機構「国際漁業資源の現況」から引用

注：東部太平洋（左上図）、中西部太平洋（右上図）、インド洋（左下図）、大西洋（右下図）

(2) 資源管理目標

資源管理基本方針に定めるところによる。

(3) 資源管理措置

資源管理基本方針に定めるところによるほか、必要に応じ、本指針により追加的な

資源管理措置を定めるものとする。

めばちを漁獲対象とするまぐろはえ縄漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

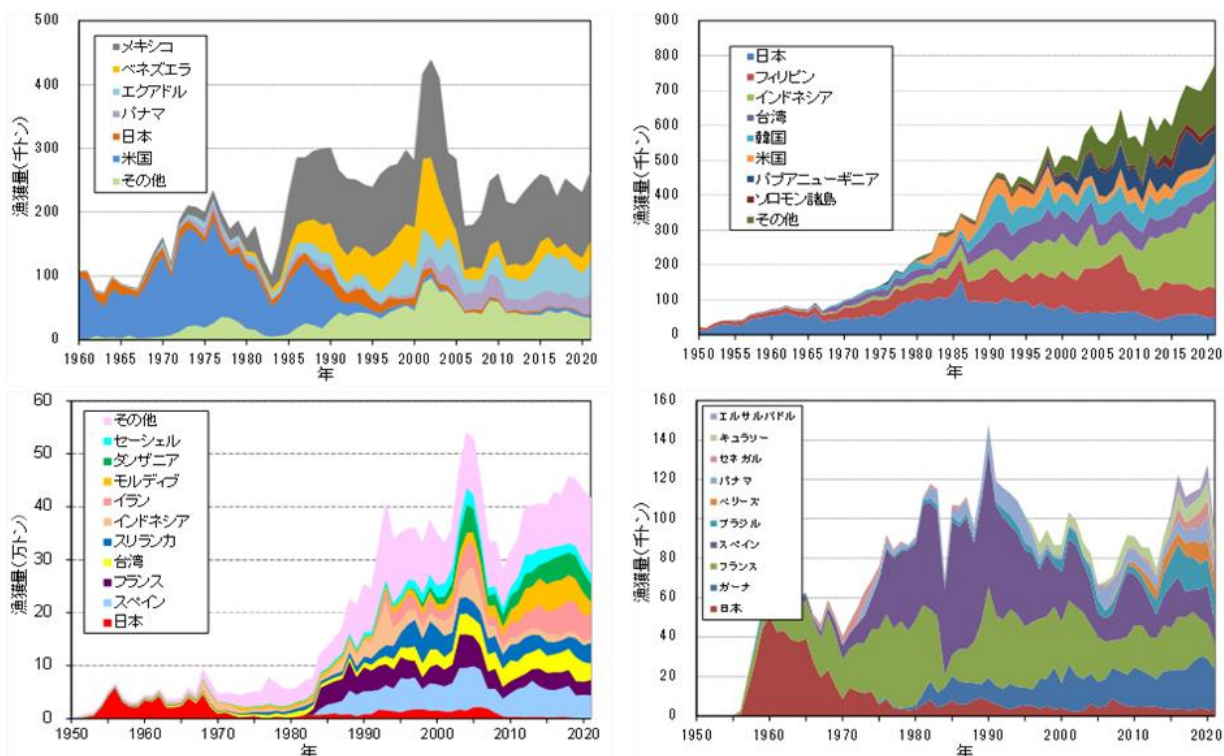
1 1 きはだ

(1) 資源及び漁獲の状況

東部太平洋では、I A T T Cにおいて、2020 年に資源評価が行われた。資源量水準は低位であり、最近5年については、動向は横ばいと判断された。2020 年当初の本資源の利用状態については乱獲ではなく、本資源への近年3か年の漁獲圧は、適切なレベルであったといえる。中西部太平洋では、W C P F Cにおいて、資源量は過剰な利用状態ではなく、漁獲圧も低いと評価されており、資源水準は中位、動向は減少と判断される。インド洋では、I O T Cにおいて、2022 年に資源評価が行われた。資源量は過剰な利用状態にあり、漁獲圧も過剰な状態にあると評価されており、資源水準は低位、動向は減少と判断される。大西洋では、I C C A Tにおいて、2019 年に資源評価が行われた。本資源は乱獲状態ではなく、本資源への漁獲圧は適正なレベルであったと判断される。また、資源水準と動向は低位で横ばいと考えられる。

各海域における当該資源の国別漁獲量は図 12 のとおりである。我が国では、主に太平洋中央海区及びインド洋海区を操業区域とする大中型まき網漁業（以下「海外まき網漁業」という。）、遠洋まぐろはえ縄漁業及び近海まぐろはえ縄漁業により当該資源を漁獲しており、2021 年の漁獲量は全海域合計で 5.7 万トンである。

図 12 各海域におけるきはだの国別漁獲量の推移



資料：水産庁・（国研）水産研究・教育機構「国際漁業資源の現況」から引用

注：東部太平洋（左上図）、中西部太平洋（右上図）、インド洋（左下図）、大西洋（右下図）

(2) 資源管理目標

資源管理基本方針に定めるところによる。

(3) 資源管理措置

資源管理基本方針に定めるところによるほか、必要に応じ、本指針により追加的な資源管理措置を定めるものとする。

きはだを漁獲対象とする遠洋まぐろはえ縄漁業、近海まぐろはえ縄漁業及び海外まき網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

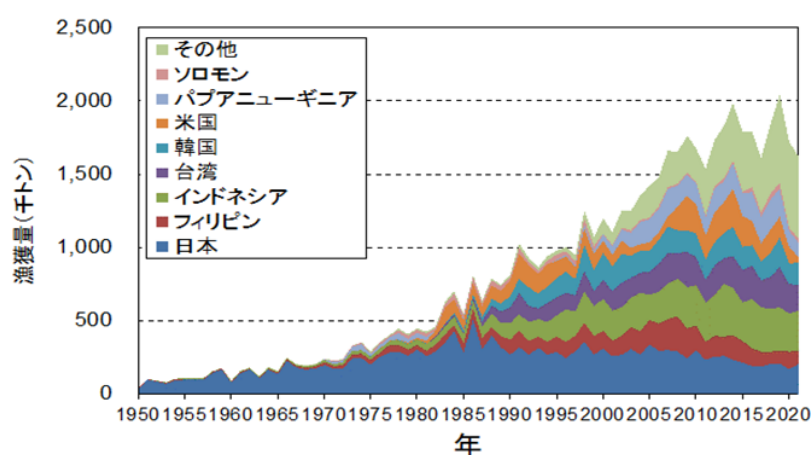
1.2 かつお

(1) 資源及び漁獲の状況

我が国漁船が主に操業している中西部太平洋では、2022年にWCPFCにおいて資源評価が行われた。その結果、資源は適度に利用されているが、産卵親魚量は歴史的最低値水準にあり、漁獲圧は増加傾向にあることが示された。資源水準は高位、動向は減少と判断された。

中西部太平洋における当該資源の国別漁獲量は図13のとおりである。我が国では、主に海外まき網漁業、遠洋かつお一本釣り漁業、近海かつお一本釣り漁業及び大中型まき網漁業（海外まき網漁業を除く。）により当該資源を漁獲しており、2021年の漁獲量は20.4万トンである。

図13 中西部太平洋におけるかつおの国別漁獲量の推移



資料：水産庁・（国研）水産研究・教育機構「国際漁業資源の現況」から引用

(2) 資源管理目標

資源管理基本方針に定めるところによる。

(3) 資源管理措置

資源管理基本方針に定めるところによるほか、必要に応じ、本指針により追加的な資源管理措置を定めるものとする。

かつおを漁獲対象とする遠洋かつお一本釣り漁業、近海かつお一本釣り漁業及び他の漁業種類（海外まき網漁業及び大中型まき網漁業（海外まき網漁業を除く））につ

いては、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

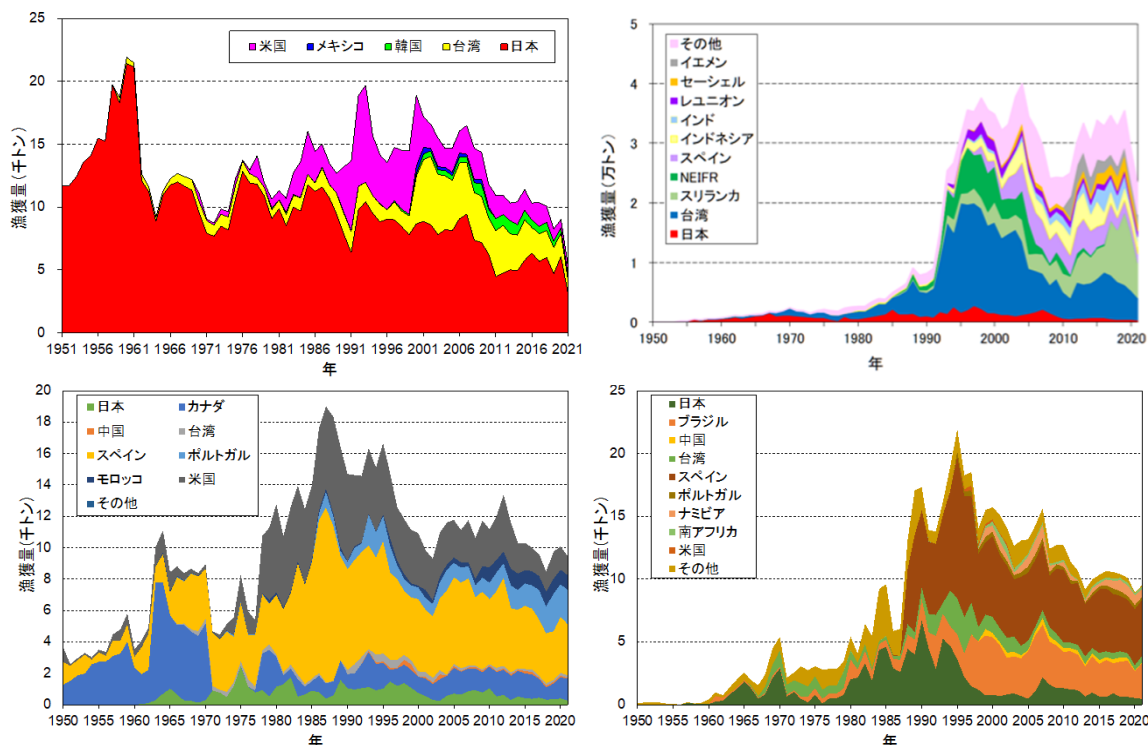
1.3 めかじき

(1) 資源及び漁獲の状況

北太平洋では、ISCが資源評価を行っている。中西部太平洋系群については、2018年に資源評価が行われた。資源量は過剰な利用状態ではなく、漁獲圧は過剰ではないと評価されており、資源水準は高位、動向は増加と判断される。東部太平洋系群については、2014年の資源評価で資源水準は高位、資源動向は増加と判断された。しかしながら、漁獲圧が過剰な状態に陥りつつあることが示された。インド洋では、2020年にIOTCにおいて資源評価が実施され、資源量は安全なレベルにあるものの、南部海域の資源量の減少が懸念されている。北大西洋では、2022年のICCATによる資源評価によって、資源量はMSYを実現する資源量付近であると評価された。南大西洋では、同じくICCATによって、資源量は乱獲状態であるが、漁獲量はTACを下回っており、現在の漁獲水準が続いた場合、MSYを実現する資源量に回復する確率が55%と予測された。

各海域における当該資源の国別漁獲量は図14のとおりである。我が国では、主に遠洋まぐろはえ縄漁業及び近海まぐろはえ縄漁業により当該資源を漁獲しており、2021年の漁獲量は全海域合計で0.4万トンである。

図14 各海域におけるめかじきの国別漁獲量の推移



資料：水産庁・(国研)水産研究・教育機構「国際漁業資源の現況」から引用

注：北太平洋（左上図）、インド洋（右上図）、北大西洋（左下図）、南大西洋（右下図）

(2) 資源管理目標

資源管理基本方針に定めるところによる。

(3) 資源管理措置

資源管理基本方針に定めるところによるほか、必要に応じ、本指針により追加的な資源管理措置を定めるものとする。

めかじきを漁獲対象とする遠洋まぐろはえ縄漁業、近海まぐろはえ縄漁業及びかじき等流し網漁業については、複数の魚種を漁獲し、他の魚種も主要な漁獲対象としていることから、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。

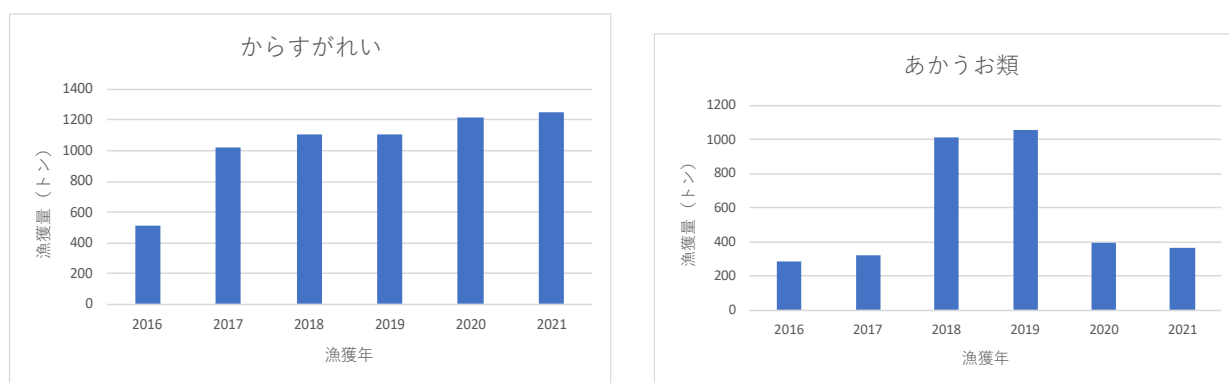
1.4 からすがれい及びあかうお類（NAFO海域）

(1) 資源及び漁獲の状況

北西大西洋では、北西大西洋漁業機関（以下「NAFO」という。）において、小海区や区ごとに資源評価が行われている。からすがれいについては、我が国が漁獲割当てを受けて操業する3LMNO区域では資源水準は低位と評価されている。また、あかうお類については、我が国が漁獲割当てを受けて操業する3M区では資源水準は中位と評価されているが、同様に操業する3O区では資源関連の情報が不足しており資源水準は不明とされている。なお、3M区のあかうお類の産卵親魚資源量は2014年に過去最高水準を示したが、その後減少傾向となっているほか、加入量は近年急減しており、2019年は過去最低水準にあった。しかし、2020年は加入量が顕著に増加しており、今後の資源量にどのように反映されるか注視が必要とされている。また、3O区では資源の豊度指数が減少傾向にある。

我が国では、遠洋底びき網漁船が当該資源を漁獲しており、2009年から2015年までの中断を経て、2016年から操業が再開された。近年のからすがれい及びあかうお類の漁獲量は、500～1,300トン及び300～1,000トンで推移している（図15）。

図15 NAFO海域におけるからすがれい及びあかうお類の漁獲量の推移



資料：漁獲成績報告書を基に作成

(2) 資源管理目標

資源管理基本方針に定めるところによる。

(3) 資源管理措置

遠洋底びき網漁業（NAFO海域）

資源管理基本方針に定めるところによるほか、必要に応じ、本指針により追加的な

資源管理措置を定めるものとする。

NAFOでは、からすがれい及びあかうおについて各区域の我が国の漁獲割当て等の措置が決定されている。

からすがれい及びあかうおはNAFO海域で操業する遠洋底びき網漁業の主たる漁獲対象であることから、本資源を利用する遠洋底びき網漁業者にあっては、資源の持続的利用を図るため、NAFOの保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、混獲される量も踏まえた形で、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目）	○休漁 ○漁獲量上限の設定
-------------	------------------

1.5 きんめだい（SIOFA海域）

（1）資源及び漁獲の状況

南インド洋海域では、南インド洋漁業協定（以下「SIOFA」という。）において資源評価が行われている。きんめだいは、2020年の資源評価の結果、東西管理海域共に、資源量は過大な利用状態ではなく、漁獲圧は過剰ではないと評価された。なお、我が国の遠洋底びき網漁船は主に西部海域で、現在は中層トロール網を用いて操業を行っている。

我が国の漁獲量は2015年から2017年は2隻により2,396トン、1,977トン、2,052トンと推移したが、2018年から1隻により、2018年から2021年はそれぞれ1,366トン、1,667トン、1,056、1,154トンと推移している（図16）。

図16 SIOFA海域における日本漁船のきんめだいの漁獲量の推移



資料：漁獲成績報告書を基に作成

（2）資源管理目標

資源管理基本方針に定めるところによる。

（3）資源管理措置

遠洋底びき網漁業（SIOFA海域）

資源管理基本方針に定めるところによるほか、必要に応じ、本指針により追加的な資源管理措置を定めるものとする。

SIOFAでは、きんめだいの漁獲上限は設定されていないが、底魚漁業全体への管理措置として漁獲努力量、漁獲量を過去の平均水準に制限することが合意されてい

るほか、脆弱な海洋生態系（以下「VME」という。）保護のための禁漁海区が設定され、既存漁場でのみ操業が行われている。また、SIOFA 条約海域における底魚漁業に対して科学オブザーバーの 100%乗船が義務付けられている。

きんめだいはSIOFA海域で操業する遠洋底びき網漁業の主たる漁獲対象であることから、本資源を利用する遠洋底びき網漁業者にあっては、資源の持続的利用を図るため、SIOFAの保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目）	○休漁 ○操業禁止区域の設定
-------------	-------------------

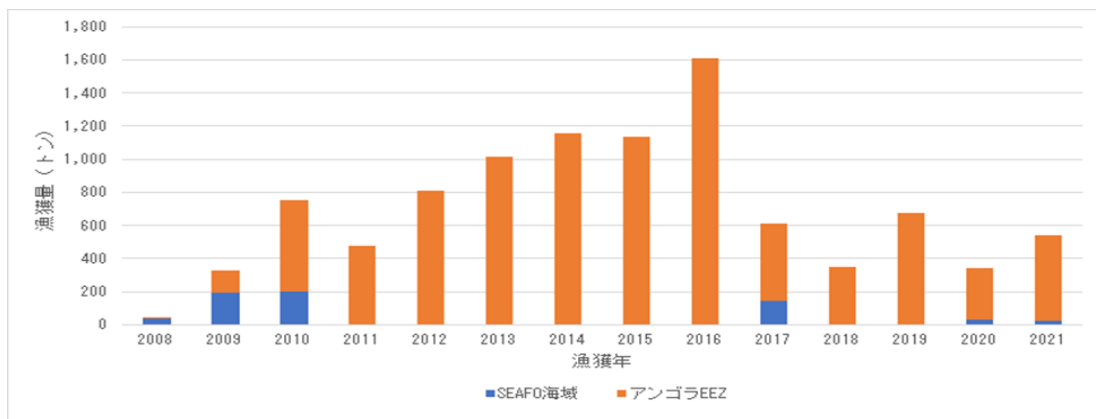
16 おおえんこうがに類（あふりかおおえんこうがに）※

（1）資源及び漁獲の状況

南東大西洋海域において、おおえんこうがに類は広く分布しているが、漁場は限られており、南東大西洋漁業機関（以下「SEAF0」という。）の一部海域及びアンゴラ・ナミビアEEZ内である。SEAF0海域では漁業が小規模で情報が少ないため、通常の資源評価は実施されず、CPUの傾向で資源状況を判定している。CPUは2017-2018年に急減しており、資源状況が良好とはいえない。

SEAF0海域及びアンゴラEEZにおける近年の我が国の遠洋かにかご漁業の漁獲量は、2019～2021年について、それぞれ674トン、343トン、540トンである。（図17）。

図17 SEAF0 海域及びアンゴラ EEZ における日本漁船のおおえんこうがに類の漁獲量の推移



資料：漁獲成績報告書を基に作成

（2）資源管理目標

資源管理基本方針に定めるところによる。また、アンゴラEEZ内については、漁獲圧を増やさないように管理していくこととする。

（3）資源管理措置

大西洋等はえ縄等漁業（遠洋かにかご漁業）（SEAF0海域等）

資源管理基本方針に定めるところによるほか、必要に応じ、本指針により追加的な資源管理措置を定めるものとする。

SEAF0では、おおえんこうがに類の総漁獲可能量が設定されているほか、VM

E 保護のための禁漁海区が設定されている。

おおえんこうがに類は S E A F O 海域及びアンゴラ E E Z で操業する遠洋かにかご漁業の主たる漁獲対象であることから、おおえんこうがに類を利用する遠洋かにかご漁業者にとっては、資源の持続的利用を図るため、S E A F O の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目）	○休漁
-------------	-----

※「まるずわいがに」としても市中に流通している。

17 めろ類（まじえらんあいなめ及びらいぎよだまし）

（1）資源及び漁獲の状況

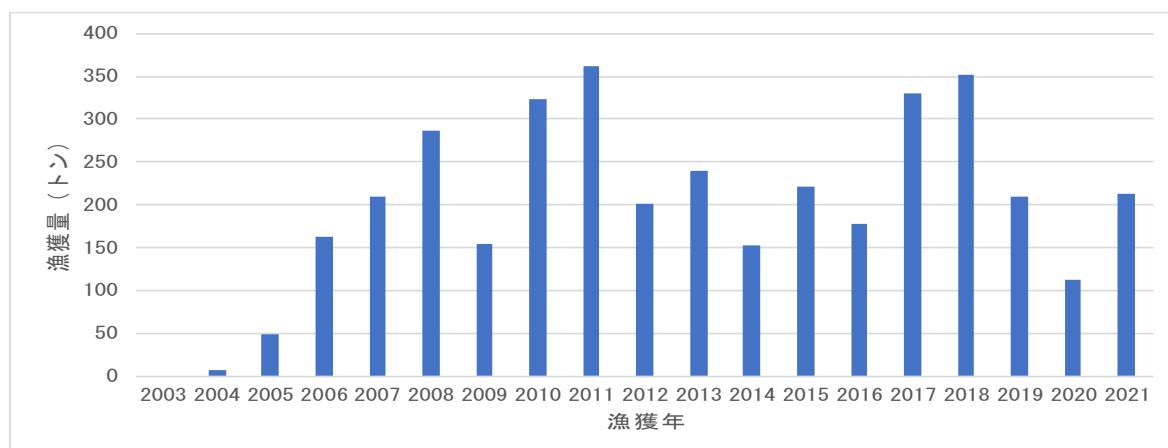
（C C A M L R 海域）

南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（以下「C C A M L R」という。）の海域では、めろ類資源に関する情報が豊富な海区では、統合型資源評価モデル CASAL を用いた資源量推定結果に基づき漁獲可能量が算出されている。一方、日本漁船が主漁場とする南東大西洋区（48 海区）やインド洋区（58 海区）では、海域によっては十分な資源調査が行われておらず、このような海域の資源状態の把握が急務となっている。このため、調査操業・開発漁業として、科学的データ収集を主目的とした操業が行われている。なお、アイスクラスを満たしている新船により 2020/2021 漁期からロス海域（88 海区）での操業が可能となっている。

48 海区や 58 海区では、1990 年代～2000 年代初めの活発な I U U 操業による乱獲及び成長・成熟の遅いめろ類の生態的特性から資源回復は進んでおらず、資源水準は低位～中位にあると考えられる。また、近年 I U U 操業が比較的鎮静化していることや、調査操業・開発漁業で得られた C P U E や標識データを用いた資源量推定値の経年変化を鑑みると、日本の主漁場全体のめろ類資源動向は横ばいと考えられる。

近年の我が国漁獲量は、2017～2021 年について、それぞれ 331、351、210、113、213 トンである（図 18－1）。

図 18－1 CCAMLR 海域における日本漁船のめろ類の漁獲量の推移



資料：水産庁・（国研）水産研究・教育機構「国際漁業資源の現況」から引用

(S E A F O 海域及び S I O F A 海域)

本資源は、 S E A F O 海域及び S I O F A 海域でも漁獲されている。 S E A F O 海域では情報が少なく、資源評価は実施が困難なため、 C P U E の傾向に基づく漁獲管理ルールで漁獲可能量が定められている。 S I O F A 海域においては一部海域で暫定的な資源評価が実施され暫定的な漁獲可能量が設定されたが、きんめだい (S I O F A 海域) でも述べたように、底魚漁業全体への管理措置として、漁獲量・努力量を過去の平均レベルに制限し、既存漁場外での操業を行わないこと、及び科学オブザーバーの 100% 乗船が義務付けられている。

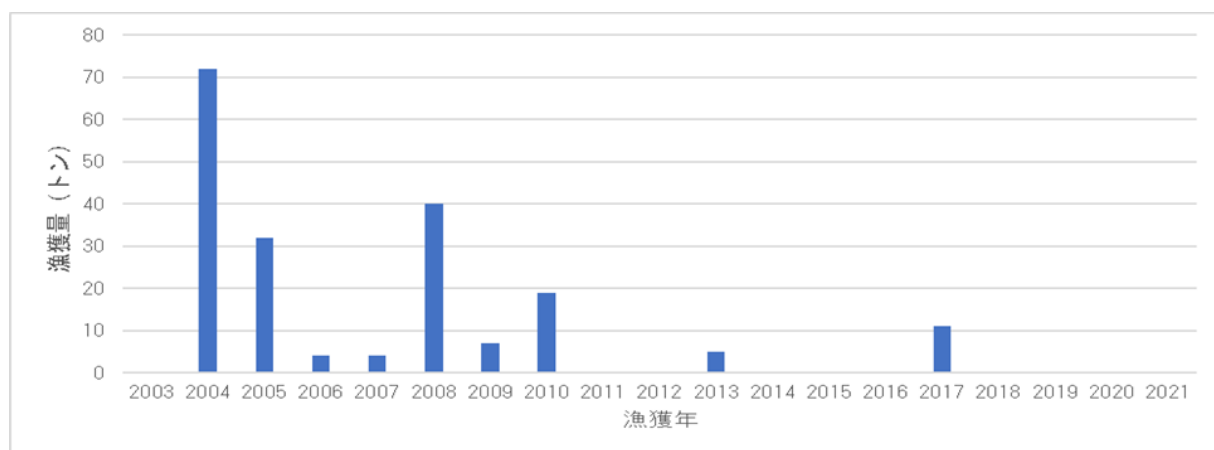
S E A F O 海域では、近年の我が国の 2019 年、2020 年及び 2021 年の漁獲量は、それぞれ 63、6 及び 0 トンであった。 S I O F A 海域では、2017 年に 11 トンの漁獲があったが、2018 年以降は操業を行っていない (図 18-2 及び図 18-3) 。

図 18-2 S E A F O 海域における日本漁船のめろ類の漁獲量の推移



資料：漁獲成績報告書を基に作成

図 18-3 S I O F A 海域における日本漁船のめろ類の漁獲量の推移



資料：漁獲成績報告書を基に作成

(2) 資源管理目標

資源管理基本方針に定めるところによる。

(3) 資源管理措置

大西洋等はえ縄等漁業及び太平洋底刺し網等漁業 (遠洋底はえ縄漁業) (C C A M L)

R 海域、S E A F O 海域及び S I O F A 海域)

資源管理基本方針に定めるところによるほか、必要に応じ、本指針により追加的な資源管理措置を定めるものとする。

めろ類は C C A M L R 海域、S E A F O 海域及び S I O F A 海域で操業する遠洋底はえ縄漁業の主たる漁獲対象であることから、本資源を利用する遠洋底はえ縄漁業者にあっては、資源の持続的利用を図るため、C C A M L R、S E A F O 及び S I O F A の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

なお、調査漁業及び開発漁業については着実に実施し、科学的データの収集し資源状態が評価できるよう取り組んでいくこととする。

自主的措置（重点項目）	○休漁
-------------	-----

1 8 その他の広域魚種について

上記の魚種のほか、より多くの関係漁業者が統一的な管理目標の下、一体となって資源管理に取り組む必要がある広域的な魚種のうち、関係者が多く、我が国漁業及び地域経済における重要性が高いとらふぐ、きんめだい、ほっけ及びくろまぐろを対象に、より効果的な資源管理の取組を一体的に推進する。なお、くろまぐろに係る資源の状況、資源管理の方向性及び取組などは、上記 1 に記載している。

(1) とらふぐ

①資源及び漁獲の状況

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群については、八郎潟周辺、七尾湾、若狭湾、福岡湾、有明海、八代海、関門海峡周辺、布刈瀬戸及び備讃瀬戸では 3～6 月に 2 歳以上の成熟個体が定置網、釣り、その他の網によって漁獲され、7～翌年 1 月に 0 歳が定置網、小型底びき網、釣り、はえ縄によって漁獲される。日本海、東シナ海の沖合、豊後水道及び紀伊水道では 12～翌年 3 月に 0 歳以上がはえ縄によって漁獲される。

資源の状況については、近年再生産成功率が低迷しており、2021 年漁期の資源量は 721 トン、親魚量は 464 トンである。なお、0 歳資源量は 2008 年漁期以降、低下傾向である。1～2 歳資源量は 2017 年漁期以降、低下傾向であり、3 歳以上の資源量（親魚量）は 2018 年漁期以降、低下傾向である。

とらふぐ伊勢・三河湾系群は伊勢湾、三河湾及び渥美半島外海の小型機船底びき網漁業、静岡県、愛知県、三重県のふぐはえ縄漁業等によって漁獲されている。再生産成功率には親魚量よりも環境条件が強く影響を与えていると推察されている。加入が不安定である中、資源の安定的な維持・造成を目的として人工種苗が大規模に放流されている。

資源の状況については、2021 年漁期の資源量は 144 トン、親魚量は 57 トンであり、また、種苗放流尾数は 52 万尾である。

②資源管理の方向性

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群については、資源量を 2027 年漁期を目途に、2007 年から 2016 年までの平均資源量まで回復させることが平成 29 年度トラフグ

資源管理検討会議で了承されている。当該平均資源量は、2022 年度の資源評価により 1,037 トンとなったことから、令和 4 年度に開催した同検討会議において当該数量を資源管理目標としている。

とらふぐ伊勢・三河湾系群については、漁業者協議会等により資源管理の目的、期間等を明確にしつつ、資源状況や漁獲状況の把握、資源管理措置の確実な実施を図り、管理方策の改善を検討する。

③資源管理の取組

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群については本系群が複数の産卵場及び成育場を有していることから、当該魚種を漁獲する漁業者は広範に及び、漁法も多様である。そのため、全ての関係漁業者、関係行政機関及び、試験研究機関が参画する横断的な検討の場として、平成 26 年から「トラフグ資源管理検討会議」を開催し、資源管理措置について検討を行っている。しかしながら、地域ごとの取組内容に差があることから、統一的な資源管理方針の一つとして資源管理目標を設けて、それぞれの海域において実施しているこれまでの管理の取組を改善し、より高度な管理措置に取り組む必要がある。

取組の大枠としては、漁獲努力量の削減措置として、各海域における適正な休漁期間の設定や、資源保護対策として漁獲サイズ制限の設定が必要であるが、具体的な内容については、トラフグ資源管理検討会議のもと設けられた海域ごとの作業部会や同検討会議で決定された内容に従い設定するものとする。

とらふぐ伊勢・三河湾系群については、資源回復計画に基づく取組によって 2002 年漁期以降の小型機船底びき網漁業による漁獲量が大幅に抑制されたものの、依然として、他の漁業種類を含む現在の操業形態のもとでは未成魚のうちに多くが漁獲されていることから、これまでの資源管理や種苗放流の継続に加え、未成魚の獲り控えをさらに徹底するなどの堅実な資源管理に取り組む必要がある。

(2) きんめだい

①資源及び漁獲の状況

きんめだいは、陸棚斜面や海山、海丘の斜面や頂上に多く分布し、房総半島から南西諸島に至る太平洋岸、伊豆諸島、沖合の海山周辺に漁場が点在し、主に立て縄、底立てはえ縄、樽流し等の釣りで漁獲されている。関東沿岸から伊豆諸島周辺海域における 2021 年の漁獲量は 3,841 トンである。

資源の状況については、資源評価が行われている関東沿岸から伊豆諸島周辺海域の 2021 年の資源量は 2.9 万トンであり、親魚量は 2.3 万トンであった。資源量、親魚量は 2005 年以降減少傾向にあったが、親魚量は 2018 年以降増加傾向に転じた。加入量は 2000 年以降減少傾向であったが、2012 年から 2017 年にかけて一時的に増加したもののその後再び減少した。

②資源管理の方向性

きんめだい資源を持続的・安定的に利用していくためには、漁獲努力量水準を適切に維持・管理するための取組が必要である。このため、まずは漁獲の大宗を占める太平洋南部海域を中心に一都三県（東京都、千葉県、神奈川県、静岡県）の漁業者によるキンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会において、統一的な資源管理方針を検討する。具体的には同協議会の下に各都県の漁業者代表、行政、研究機関で構成される

漁業者代表部会を設置しており、これまでの漁獲努力量制限の整理やその取組の改善を進めるとともに、管理目標の設定に向け、検討を進めることとしている。

③資源管理の取組

資源回復のためには、漁業調整規則、制限措置、条件等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会において決定された事項に重点的に取り組むとともに、各地の事情により、小型魚放流や、漁具・漁法の制限、休漁日・休漁期間の設定、操業区域の設定、使用済み漁具廃棄の禁止等についても引き続き取り組む必要がある。

(3) ほっけ

①資源及び漁獲の状況

ほっけは、ほぼ全てが北海道周辺海域で漁獲されており、沖合底びき網漁業、定置漁業、底建網漁業、刺し網漁業など多様な漁業で漁獲されている。道北系群、道南系群、根室海峡・道東・日高・胆振の漁獲量は2009～2010年頃から減少したが、2016年以降は増加傾向が見られ、2021年漁獲量は、それぞれ、30.7千トン、8.0千トン、6.1千トンであった。道南系群および根室海峡・道東・日高・胆振の資源水準は中位、それぞれ過去5年間（2017～2021年）の漁獲量および刺網C P U Eの推移から資源動向は増加と判断される。道北系群については、過去5年間（2017～2021年）の親魚量の推移から増加と判断される。

②資源管理の方向性

全体的に資源水準は低い状態であると考えられることから、資源状況に即した適切な資源管理を通じ、当該資源を回復させることを目標とする。なお、ほっけ資源の大半を占める道北系群については、漁業者間で漁獲量及び漁獲努力量の削減を目標とした自主管理が行われており、今後も引き続き管理を継続する必要がある。

③資源管理の取組

近年の資源状況の悪化と漁獲量の減少を受け、漁業者、北海道庁、試験研究機関が協力して取り組む自主的な資源回復対策の実施状況などに留意しつつ、取り組む必要がある。

(4) その他広域魚種

上記4魚種のほか、T A C対象魚種に次いで漁獲量が多く、広範囲にわたり生息し、国民生活上又は漁業上重要な魚種として、かたくちいわし、ぶり、うるめいわし及びまだらが挙げられる。

かたくちいわしの資源の状況は、太平洋系群及び瀬戸内海系群の動向は親魚量の推移から増加傾向、対馬暖流系群の動向は親魚量の推移から横ばい傾向となっている。地域により主となる漁業種類は異なるが、まき網漁業、定置漁業、船びき網漁業等により、シラスから成魚まで満遍なく漁獲されており、特にシラスを対象とした漁業が発達した地域もある。

ぶりの資源の動向は、親魚量の推移から減少と判断される。主に定置漁業及びまき網漁業により当歳魚から成魚まで漁獲されており、漁業種類や地域によって漁獲物の年齢や漁期が異なる。

うるめいわしの資源の状況は、太平洋系群の動向は資源量指標値の推移より減少傾向、対馬暖流系群の動向は親魚量の推移より横ばい傾向となっている。主にまき網漁

業、棒受網漁業、定置漁業により漁獲されており、シラスは船びき網漁業で漁獲される。

まだらの資源の状況は、本州太平洋北部系群及び本州日本海北部系群の動向は親魚量の推移より横ばい傾向、北海道太平洋および北海道日本海の動向は資源量指標値の推移より増加傾向、オホーツク海南部の資源水準は高位、動向は横ばい、根室海峡の資源水準は中位、動向は横ばいとなっている。主に沖合底びき網漁業で漁獲され、次いで刺し網漁業、小型底びき網漁業、延縄漁業等により漁獲される他、冬季に産卵のために接岸する大型個体が定置漁業により漁獲されている。

これらの魚種については、資源の状況は概ね安定しているが、海洋環境の変化が資源の分布や漁獲の動向に影響することから、海洋環境や漁獲の動向等をモニタリングした上で、各地域における漁業管理等の情報を共有しつつ、各地域における関係者間の協議や広域漁業調整委員会の場などを通じて、引き続き、資源管理の方向性について検討する必要がある。

【漁業種類別資源管理】

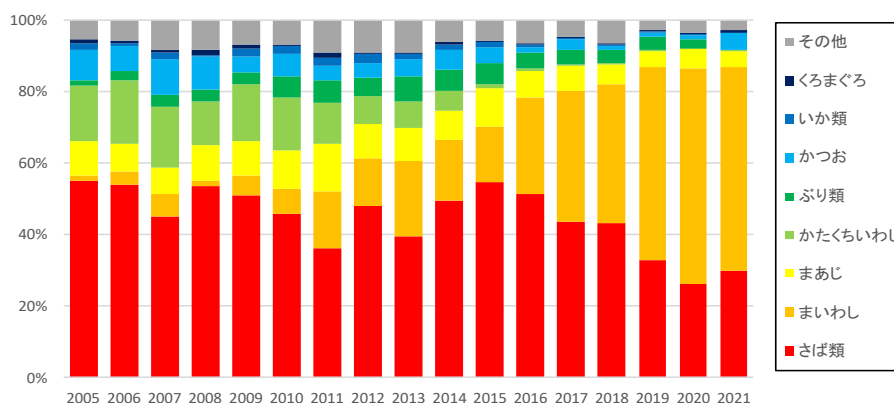
1 大中型まき網漁業（海外まき網漁業を除く）

（1）漁獲の状況

大中型まき網漁業は、操業海域に応じて、まあじ、まいわし、さば類、するめいか、くろまぐろ、かつお等の浮魚類を主な漁獲対象魚種とし（図 19－1）、これらの水産資源については、当該資源を採捕する漁業者により締結される資源管理協定による自主的資源管理措置を講ずることとする。

大中型まき網漁業の漁獲量は、1986 年に過去最高となる 419 万トン記録したが、まいわし資源の長期的変動に伴う資源の急激な変化とともに減少しその後は横ばい傾向だったが、2013 年以降はまいわし資源が増加傾向にあり、2021 年の漁獲量は 83 万トンであった（図 19－2）

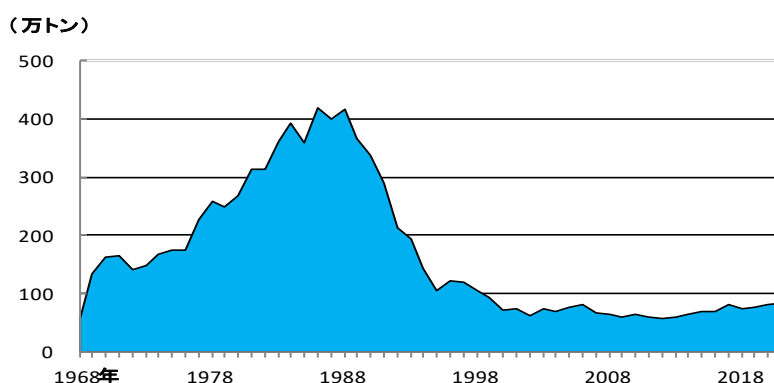
図 19－1 大中型まき網漁業の魚種別漁獲割合の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成（以下図 15－2 まで同じ）

注：海外まき網漁業を除く（以下図 19－2 まで同じ）

図 19－2 大中型まき網漁業の漁獲量の推移



(2) 資源管理措置

まあじ、まいわし、さば類、するめいか、くろまぐろ、かつお等の資源管理基本方針に定める目標を達成するため、漁獲可能量、制限措置、条件等の公的措置を遵守するほか、資源管理協定に定める自主的な資源管理の取組を推進する。

さらに、これまで、「マサバ太平洋系群資源回復計画」（2003年10月23日公表）で取り組んできた操業時間の制限等の措置、「日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）資源回復計画」（2009年3月31日公表）で取り組んできた措置についても引き続き取り組む必要がある。

加えて、漁獲対象とする魚種の資源状況等を踏まえて、減船の実施についても検討する。

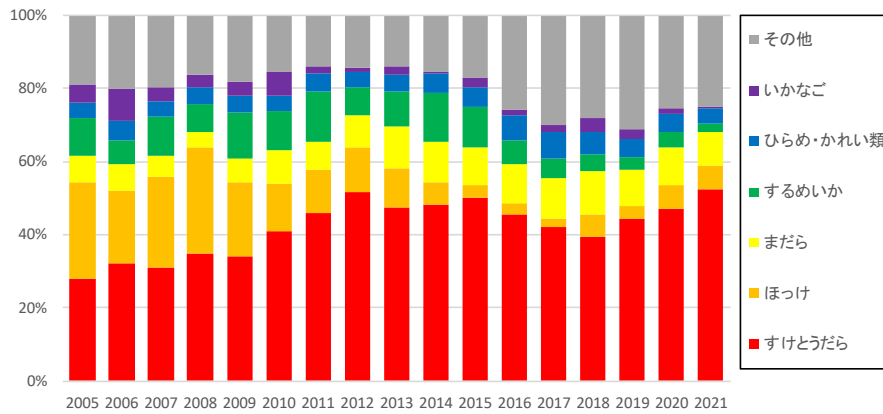
2 沖合底びき網漁業

(1) 漁獲の状況

沖合底びき網漁業は、操業海域に応じて、すけとうだら、するめいか、ずわいがに、ほっけ、まだら、ひらめ、かれい類等の多様な底魚類を主な漁獲対象魚種とするが（図20－1）、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理を行うことはせず、漁業種類別の措置として地区ごとに資源管理措置を講ずることとする。

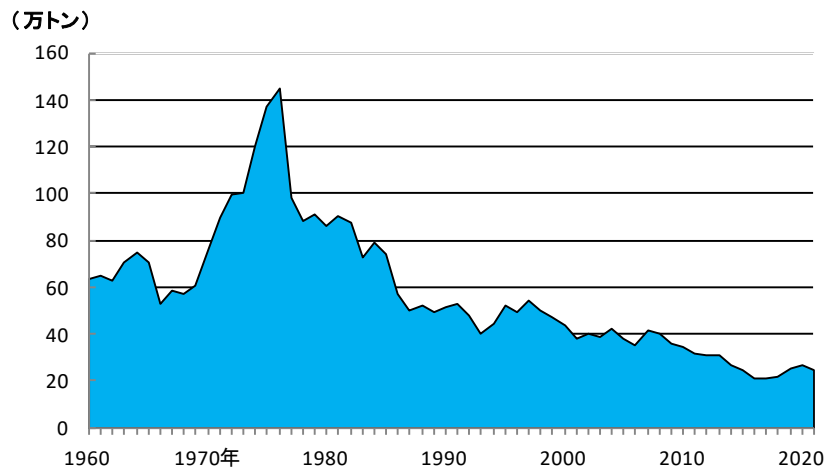
沖合底びき網漁業の漁獲量は、ロシア連邦水域での漁獲もあって1976年に過去最高となる145万トンを記録した。その後、減少しつつづけており2021年の漁獲量は25万トンであった（図20－2）。

図 20－1 沖合底びき網漁業の魚種別漁獲割合の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成（以下図 20－2 まで同じ）

図 20－2 沖合底びき網漁業の漁獲量の推移



（２）資源管理措置

すけとうだら、するめいか、ずわいがに又はほっけの資源管理目標に従って回復、維持又は増大を図るとともに、各地区における主要な漁獲対象魚種の資源を回復、維持又は増大させるため、漁獲可能量の設定、制限措置、条件等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、各地区において下表の箇条書きの措置に取り組む必要がある。

【オホーツク海】

地区	自主的措置	
北海道オホーツク海地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（すけとうだら） ○北海道の３地区における総漁獲量上限の設定（するめいか）
	その他の措置	○「宗谷海峡海域イカナゴ資源回復計画」（2004年4月22日公表）で取り組んできたいかなごを対象とした操業期間の短縮等の措置

【太平洋】

地区	自主的措置	
北海道太平洋地区	自主的措置（重点項目）	○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら） ○北海道の3地区における総漁獲量上限の設定（するめいか）
	その他の措置	○「えりも以西海域マツカワ資源回復計画」（2005年3月10日公表）で取り組んできたまつかわの小型魚の再放流の措置
青森県太平洋地区	自主的措置（重点項目）	○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら及びするめいか）
	その他の措置	○「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「マダラ陸奥湾産卵群資源回復計画」（2007年3月29日公表）で取り組んできたまだらの産卵親魚及び小型魚の再放流の措置
岩手県地区	自主的措置（重点項目）	○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら及びするめいか）
	その他の措置	○「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「岩手県ヒラメ資源回復計画」（2006年2月27日公表）以前より自主的措置として取り組んできたひらめの小型魚の再放流の措置 ○「岩手県ケガニ・ミズダコ資源回復計画」（2008年3月28日公表）で取り組んできた小型のけがに・みずだこの再放流の措置
宮城県地区	自主的措置（重点項目）	○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら、するめいか及びずわいがに）
	その他の措置	○「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「宮城県マアナゴ資源回復計画」（2008年2月12日公表）で取り組んできたまあなごの小型魚の再放流の措置
福島県地区	自主的措置（重点項目）	○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら、ずわいがに）
	その他の措置	○「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003年3月10日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「福島県マアナゴ資源回復計画」（2007年2月13日公表）で取り組んできたまあなごの小型魚の再放流の措置 ※なお、福島県沖では、東電福島第一原発事故の後、全ての沿岸漁業及び底びき網漁業の操業を自粛した上で、試験操業・販売が行われており、操業再開の状況に応じて、必要な見直

		しを行うものとする。
茨城県地区	自主的措置（重点項目）	○漁具の制限（かれい類等） ○種苗放流（ひらめ）
	その他の措置	○「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003 年 3 月 10 日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「茨城県シライトマキバイ資源回復計画」（2008 年 3 月 28 日公表）で取り組んできた小型のしらいとまきばいの再放流の措置
千葉県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（かれい類等）
	その他の措置	「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」（2003 年 3 月 10 日公表）で取り組んできた漁具の改良等の措置
愛知県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（あおめえそ、にぎす等）
	その他の措置	○操業区域設定（あおめえそ）
三重県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（あおめえそ、にぎす等）
	その他の措置	○漁具の制限
高知県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（あおめえそ、にぎす等）
愛媛県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（やりいか等）

【日本海】

地区	自主的措置	
北海道日本海地区	自主的措置（重点項目）	○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら） ○北海道の3地区における総漁獲量上限の設定（するめいか）
	自主的措置（重点項目・強度資源管理措置）	○操業隻日数上限の設定（すけとうだら）＜強度資源管理＞ ※すけとうだら日本海系群を専ら利用する漁業者に限る。
	その他の措置	○「宗谷海峡海域イカナゴ資源回復計画」（2004 年 4 月 22 日公表）で取り組んできたいかなごを対象とした操業期間の短縮等の措置 ○「スケトウダラ日本海北部系群資源回復計画」（2007 年 3 月 29 日公表）で取り組んできたすけとうだらの小型魚の漁獲割合による漁場移動等の措置 ○漁獲量上限の設定等（ほっけ）
青森県日本海地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（すけとうだら、かれい類等） ○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら）

	その他の措置	○「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」（2003年7月1日公表）以前より自主的措置として取り組んできたはたはたの全長制限等の措置
秋田県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（はたはた等）
	その他の措置	○「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」（2003年7月1日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置
山形県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（かれい類等）
	その他の措置	○「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」（2003年7月1日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「山形県ヒラメ資源回復計画」（2007年10月11日公表）で取り組んできたひらめの全長制限の措置
新潟県地区	自主的措置（重点項目）	○当該地区における漁獲量上限の設定（すけとうだら及びずわいがに）
	その他の措置	○「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」（2003年7月1日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置
石川県地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（かれい類等） ○当該地区における漁獲量上限の設定（ずわいがに）
	その他の措置	○「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画」（2002年9月6日公表）で取り組んできた保護区の設定等の措置 ○「石川県ヒラメ・沿岸性カレイ類資源回復計画」（2007年4月27日公表）で取り組んできたひらめの小型魚の再放流 ○ほっこくあかえびの漁具制限 ○けがにの甲長制限の設定
福井県地区	自主的措置（重点項目）	○当該地区における漁獲量上限の設定（ずわいがに） ○漁獲物の制限（ずわいがに）
	その他の措置	○「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画」（2002年9月6日公表）で取り組んできた海底清掃・海底耕耘の措置
京都府地区	自主的措置（重点項目）	○休漁（かれい類等） ○漁獲物の制限（ずわいがに）
	その他の措置	○「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画」（2002年9月6日公表）で取り組んできた操業回数の制限等の措置 ○「京都府海域底びき網漁業包括的資源回復計画」（2008年3月28日公表）で取り組んできた漁具の改良等の措置
兵庫県地区	自主的措置（重点項目）	○当該地区における漁獲量上限の設定（ずわいがに） ○漁獲物の制限（ずわいがに）
	その他の措置	○「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画」（2002

		年 9 月 6 日公表) で取り組んできた保護区の設定等の措置
鳥取県地区	自主的措置 (重点項目)	○当該地区における漁獲量上限の設定 (ずわいがに) ○漁獲物の制限 (ずわいがに)
	その他の措置	○「日本海西部あかがれい (ずわいがに) 資源回復計画」(2002 年 9 月 6 日公表) で取り組んできた保護区の設定等の措置
島根県地区 (1 そうびき)	自主的措置 (重点項目)	○当該地区における漁獲量上限の設定 (ずわいがに) ○漁獲物の制限 (ずわいがに)
	その他の措置	○「日本海西部あかがれい (ずわいがに) 資源回復計画」(2002 年 9 月 6 日公表) で取り組んできたあかがれいの採捕の自粛等の措置
島根県地区 (2 そうびき)	自主的措置 (重点項目)	○休漁 (かれい類等) ○種苗放流 (ひらめ)
	その他の措置	○「日本海西部あかがれい (ずわいがに) 資源回復計画」(2002 年 9 月 6 日公表) で取り組んできたあかがれいの採捕の自粛等の措置
山口県・福岡県 地区	自主的措置 (重点項目)	「日本海西部・九州西海域底びき網漁業 (2 そうびき) 包括的資源回復計画」(2006 年 10 月 13 日公表) で取り組んできた下記の措置 ○漁具の制限 (あかむつ) ○種苗放流 (まだい等)

さらに、地区ごとに漁獲対象とする魚種の資源状況等を踏まえて、減船の実施についても検討する。

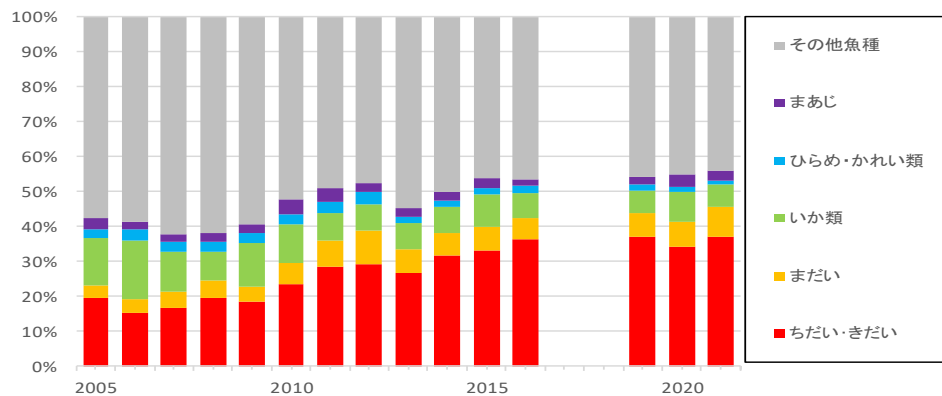
3 以西底びき網漁業

(1) 漁獲の状況

以西底びき網漁業は、かれい類、たい類、いか類等の多様な底魚類を主な漁獲対象魚種とするが(図 21-1)、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講ずることとする。

以西底びき網漁業の漁獲量は、1961 年に過去最高となる 37 万トンを記録したが、その後東シナ海・黄海における底魚資源の悪化、膨大な数の中国漁船との漁場競合による漁船数の大幅な減少等に伴って減少し、2021 年の漁獲量は 2.9 千トンであった(図 21-2)。

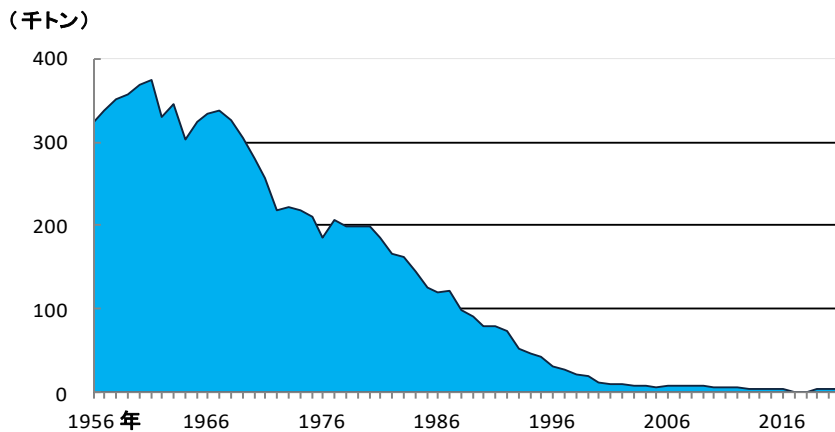
図 21-1 以西底びき網漁業の魚種別漁獲割合の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成（以下図 17-2 まで同じ）

注：2017 年、2018 年は非公表

図 21-2 以西底びき網漁業の漁獲量の推移



（２）資源管理措置

東シナ海海域の底魚資源についてはその資源水準が低位もしくは中位にあることから、これら資源の回復を図るため、「日本海西部・九州西海域底びき網漁業（２そうびき）包括資源回復計画」（2006 年 10 月 13 日公表）に基づき、休漁等の措置に取り組んできた。その結果、資源の減少傾向に概ね歯止めをかけることができたと考えられるが、引き続き資源の回復、維持又は増大を図るため、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目）	☐ 漁具の制限 ☐ 種苗放流
-------------	---

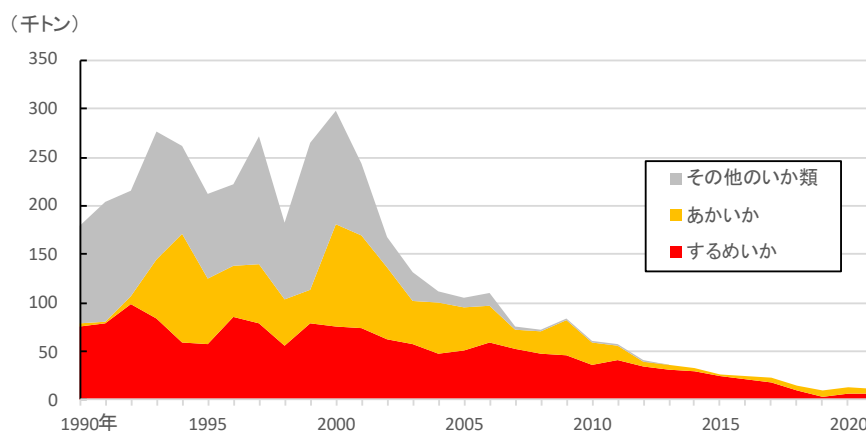
4 いか釣り漁業

（１）漁獲の状況

いか釣り漁業は、するめいか、あかいか等のいか類を主な漁獲対象魚種とするが、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理措置を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講ずることとする。

いか釣り漁業の漁獲量は、2000年に過去最高となる30万トンを記録したが、主に外国水域での操業が困難になったことにより減少し、2021年の漁獲量は1.1万トンであった（図22）。

図22 いか釣り漁業の魚種別漁獲量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成

（２）資源管理措置

するめいか又はあかいか等を利用するいか釣り漁業者にとっては、資源の維持を図るため、漁獲可能量、制限措置、条件等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目）	○休漁
-------------	-----

また、上記の措置のほか、するめいかの産卵親魚の保護のための保護区の設定についても取り組み、資源の維持を図る必要がある。

なお、N P F Cでは、

- ① 北太平洋公海でするめいか又はあかいかを漁獲する許可漁船の隻数を増加させないことを推奨する
- ② 公海で操業する漁船へのVMSの設置を義務付けるとの措置が決定されている。

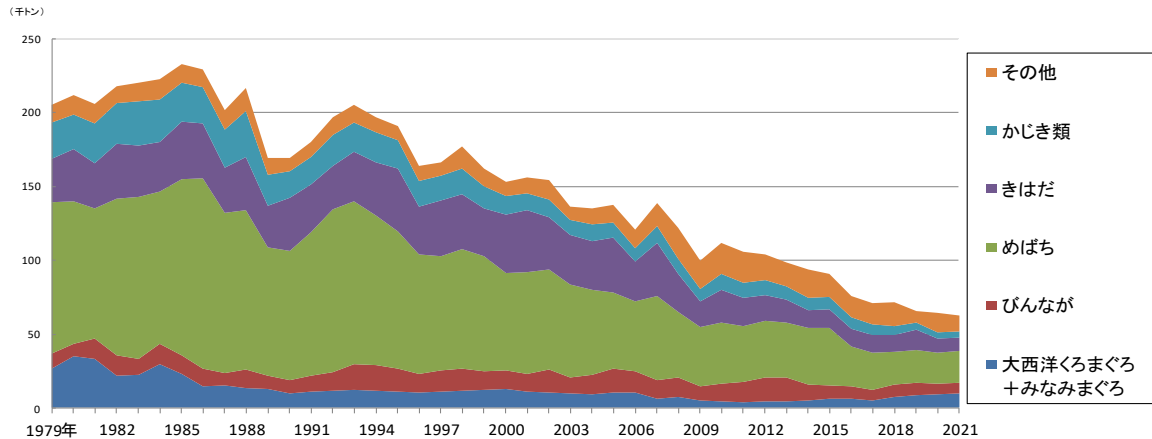
5 遠洋まぐろはえ縄漁業

（１）漁獲の状況

遠洋まぐろはえ縄漁業は、めばち、きはだ又はめかじき等を主な漁獲対象魚種とし、これらの水産資源については、国際資源として地域漁業管理機関で決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該資源を採捕する漁業者により締結される資源管理協定による自主的資源管理措置を講ずることとする。

遠洋まぐろはえ縄漁業の漁獲量は、近年かつお・まぐろ資源の低迷とともに減少し、2021年の漁獲量は6.3万トンであった（図23）。

図 23 遠洋まぐろはえ縄漁業の魚種別漁獲量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成

(2) 資源管理措置

めばち、きはだ又はめかじき等を利用する遠洋まぐろはえ縄漁業者にあっては、資源管理基本方針に定める目標を達成するため、地域漁業管理機関の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、資源管理協定に定める自主的な資源管理の取組を推進する。

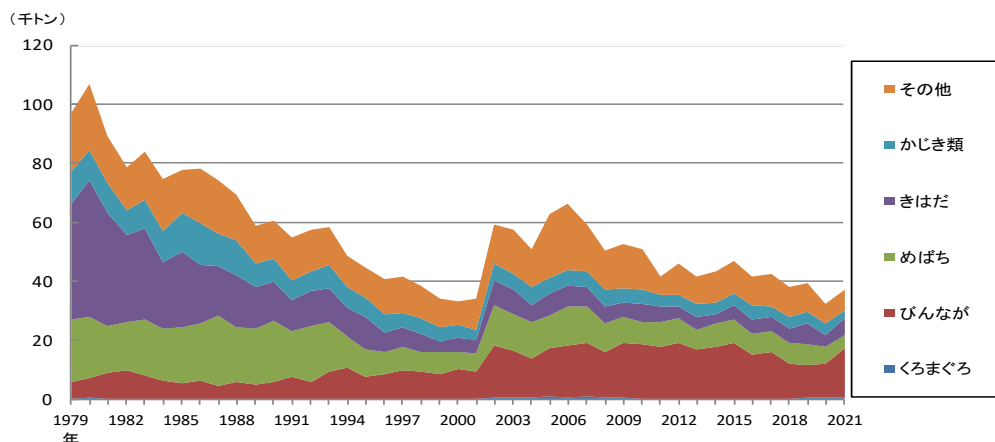
6 近海まぐろはえ縄漁業

(1) 漁獲の状況

近海まぐろはえ縄漁業は、めばち、きはだ又はめかじき等を主な漁獲対象魚種とし、これらの水産資源については、国際資源として地域漁業管理機関で決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該資源を採捕する漁業者により締結される資源管理協定による自主的資源管理措置を講ずることとする。

近海まぐろはえ縄漁業の漁獲量は、かつお・まぐろ資源の低迷とともに近年減少し、2021年の漁獲量は3.7万トンであった（図24）。

図 24 近海まぐろはえ縄漁業の魚種別漁獲量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成

注：2002年度より20トン未満船による近海かつお・まぐろ漁業が大臣許可漁業になったことから、同年より20トン未満の漁獲量を含む。

(2) 資源管理措置

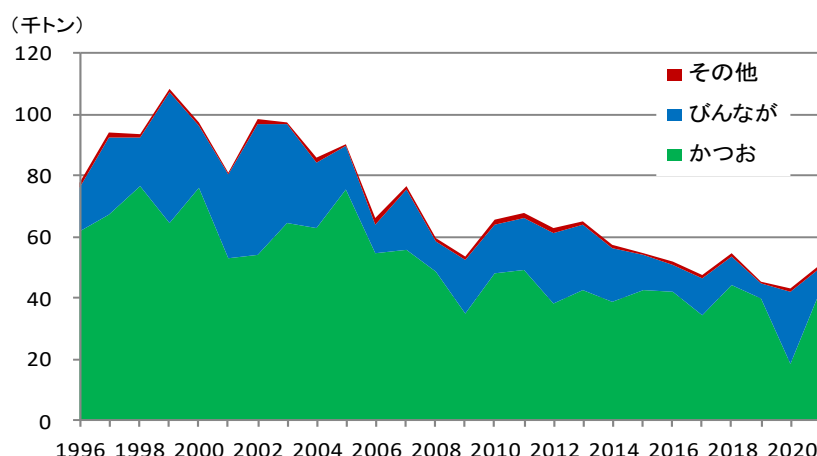
めばち、きはだ又はめかじき等を利用する近海まぐろはえ縄漁業者にあつては、資源管理基本方針に定める目標を達成するため、地域漁業管理機関の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、資源管理協定に定める自主的な資源管理の取組を推進する。

7 遠洋かつお一本釣り漁業

(1) 漁獲の状況

遠洋かつお一本釣り漁業は、かつお又はびんながを主な漁獲対象魚種とし、これらの水産資源については、国際資源として地域漁業管理機関で決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該資源を採捕する漁業者により締結される資源管理協定による自主的資源管理措置を講ずることとする。

図 25 遠洋かつお一本釣り漁業の魚種別漁獲量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成

(2) 資源管理措置

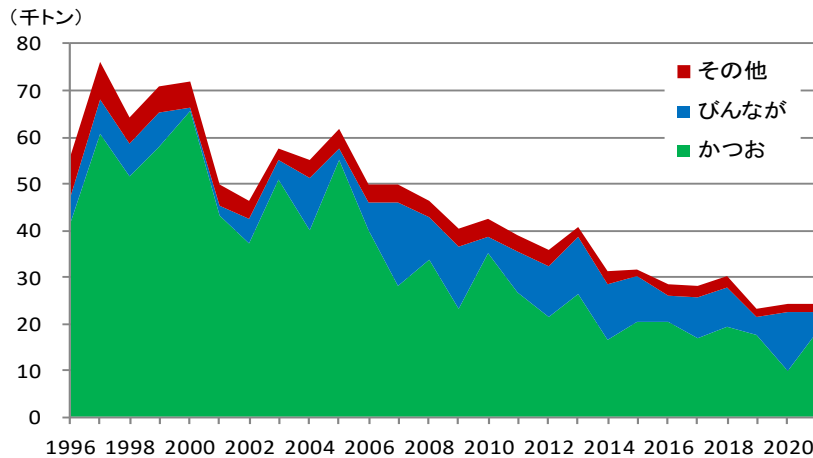
かつお又はびんながを利用する遠洋かつお一本釣り漁業者にあつては、資源管理基本方針に定める目標を達成するため、地域漁業管理機関の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、資源管理協定に定める自主的な資源管理の取組を推進する。

8 近海かつお一本釣り漁業

(1) 漁獲の状況

近海かつお一本釣り漁業は、かつおを主な漁獲対象魚種とし、これらの水産資源については、国際資源として地域漁業管理機関で決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該資源を採捕する漁業者により締結される資源管理協定による自主的資源管理措置を講ずることとする。

図 26 近海かつお一本釣り漁業の魚種別漁獲量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成

(2) 資源管理措置

かつおを利用する近海かつお一本釣り漁業者にとっては、資源管理基本方針に定める目標を達成するため、地域漁業管理機関の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、資源管理協定に定める自主的な資源管理の取組を推進する。

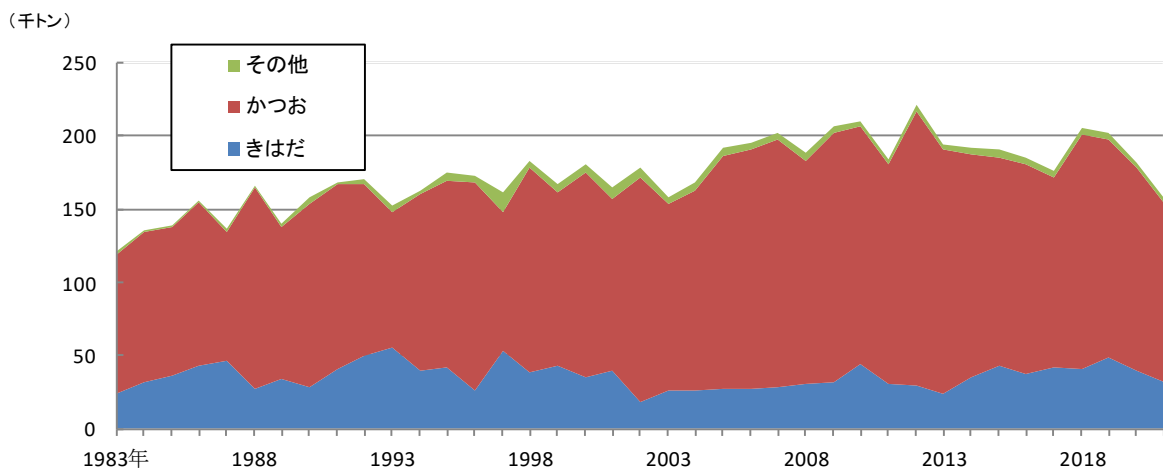
9 海外まき網漁業

(1) 漁獲の状況

海外まき網漁業は、きはだ又はかつおを主な漁獲対象魚種とし、これらの水産資源については、国際資源として地域漁業管理機関で決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該資源を採捕する漁業者により締結される資源管理協定による自主的資源管理措置を講ずることとする。

海外まき網漁業の漁獲量は、比較的安定していたが、2019 年以降減少傾向となっており、2021 年の漁獲量は 16 万トンであった（図 27）。

図 27 海外まき網漁業の魚種別漁獲量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成

(2) 資源管理措置

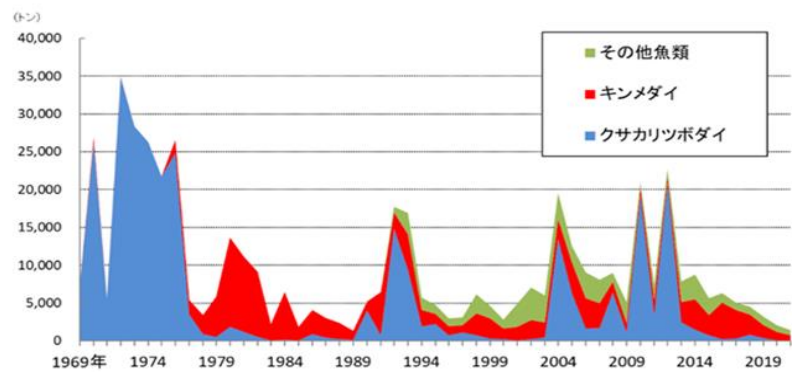
きはだ又はかつおを利用する海外まき網漁業者にあつては、資源管理基本方針に定める目標を達成するため、地域漁業管理機関の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、資源管理協定に定める自主的な資源管理の取組を推進する。

10 遠洋底びき網漁業（N P F C 海域）及び太平洋底刺し網等漁業
（1）漁獲の状況

北西太平洋における遠洋底びき網漁業及び太平洋底刺し網等漁業は、くさかりつぼだい、きんめだい等を主な漁獲対象魚種とするが、一年を通じて特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に資源管理を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講ずることとする。

北西太平洋における遠洋底びき網漁業及び太平洋底刺し網等漁業の漁獲量は、くさかりつぼだいが多く漁獲された1972年に最高となる34,909トン記録してから1976年までの毎年において良好な漁獲量があったが、1977年にくさかりつぼだいの漁獲量の急激な減少に伴い全体の漁獲量が減少した。その後、漁獲量全体のうちきんめだいの割合が増加するものの、1983年からはきんめだいの漁獲量が減少し、全体の漁獲量も増減を繰り返した後、くさかりつぼだいの卓越年級群が発生した1992年、2004年、2010年及び2012年の4回を除いて漁獲量は低水準となっている（図28）。

図28 北西太平洋における遠洋底びき網漁業及び太平洋底刺し網等漁業の漁獲量の推移



資料：（国研）水産研究・教育機構国際水産資源研究所資料を基に作成

（2）資源管理措置

資源管理基本方針に定めるところによるほか、必要に応じ、本指針により追加的な資源管理措置を定めるものとする。

くさかりつぼだい及びきんめだいを利用する遠洋底びき網漁業者及び太平洋底刺し網等漁業者にあつては、資源の持続的利用を図るため、N P F C の保存管理措置等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

自主的措置（重点項目）	○休漁 ○操業禁止区域の設定
-------------	-------------------

* 次により自主的措置からN P F C の保存管理措置へ移行するものを含む

措置の内容	移行年月日及び関連文書
休 漁	2017年 1 月16日 N P F C 第 2 回委員会会合（2016年 8 月24日～ 8 月26日開催） NPFC CMM-16- 5
操業禁止区域の設定	2017年 1 月16日 N P F C 第 2 回委員会会合（2016年 8 月24日～ 8 月26日開催） NPFC CMM-16- 5

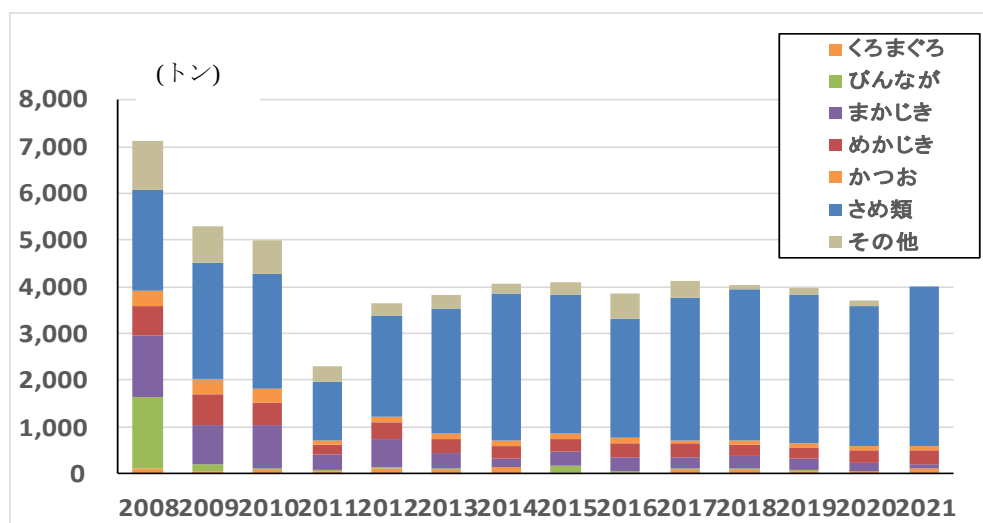
1 1 東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業

（1）漁獲の状況

東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業は、めかじき、まかじき、ねずみざめ、よしきりざめ、かつお、びんなが及びくろまぐろを主な漁獲対象魚種とし、これらの水産資源については、国際資源として地域漁業管理機関で決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該資源を採捕する漁業者により締結される資源管理協定による自主的資源管理措置を講ずることとする。

東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業の漁獲量は、2008 年から2011 年にかけて減少傾向であったが、その後は概ね 4,000 トン前後で推移しており、2021 年の漁獲量は 4,000 トンであった（図 29）。

図 29 かじき等流し網漁業の漁獲量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」を基に作成

（2）資源管理措置

くろまぐろ、かつお及びめかじきの資源管理基本方針に定める目標を達成するため、漁獲可能量、制限措置、条件等の公的措置や地域漁業管理機関の保存管理措置を遵守するほか、資源管理協定に定める自主的な資源管理の取組を推進する。

1 2 東シナ海はえ縄漁業

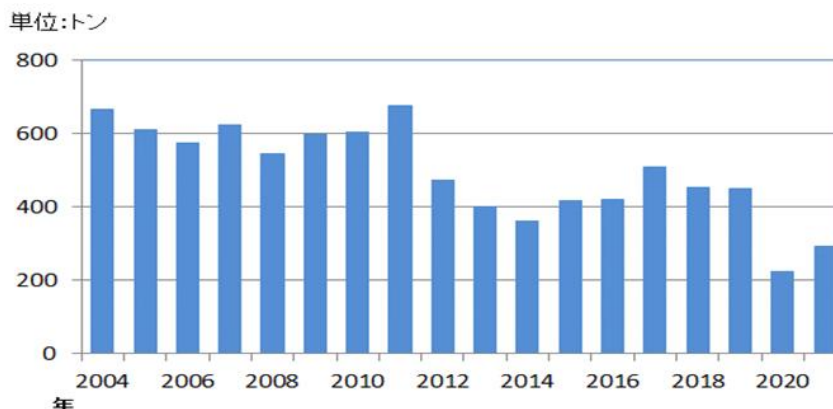
（1）漁獲の状況

東シナ海はえ縄漁業は、はた類、たい類、きんめだい等の多様な底魚類を主な漁獲対象魚種とするが、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいことから、魚種別に

資源管理を行うこととはせず、漁業種類別の措置として資源管理措置を講ずることとする。

東シナ海はえ縄漁業の漁獲量は、2004年から2011年にかけて概ね600トン前後で推移していたが、2012年以降は400トン前後で推移し、2020年に223トンとなり、2021年の漁獲量は294トンであった（図30）。

図30 東シナ海はえ縄漁業の漁獲量の推移



資料：「東シナ海はえ縄承認漁業漁獲成績報告書（2004～2007年）」及び
「東シナ海はえ縄漁業漁獲成績報告書（2008～2021年）」を基に作成

（２）資源管理措置

底魚資源の維持を図るため、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

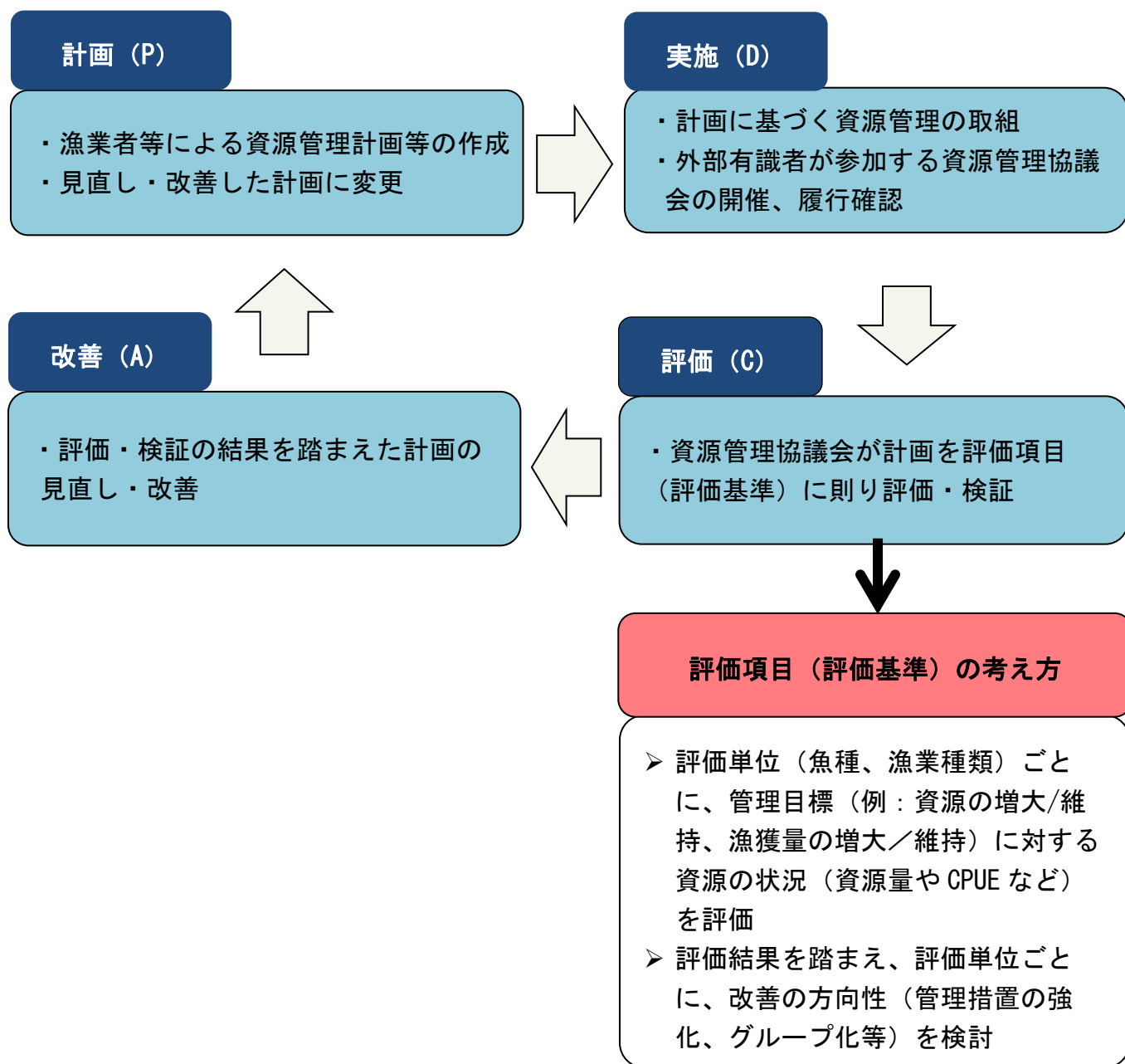
自主的措置（重点項目）	○休漁
-------------	-----

第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針

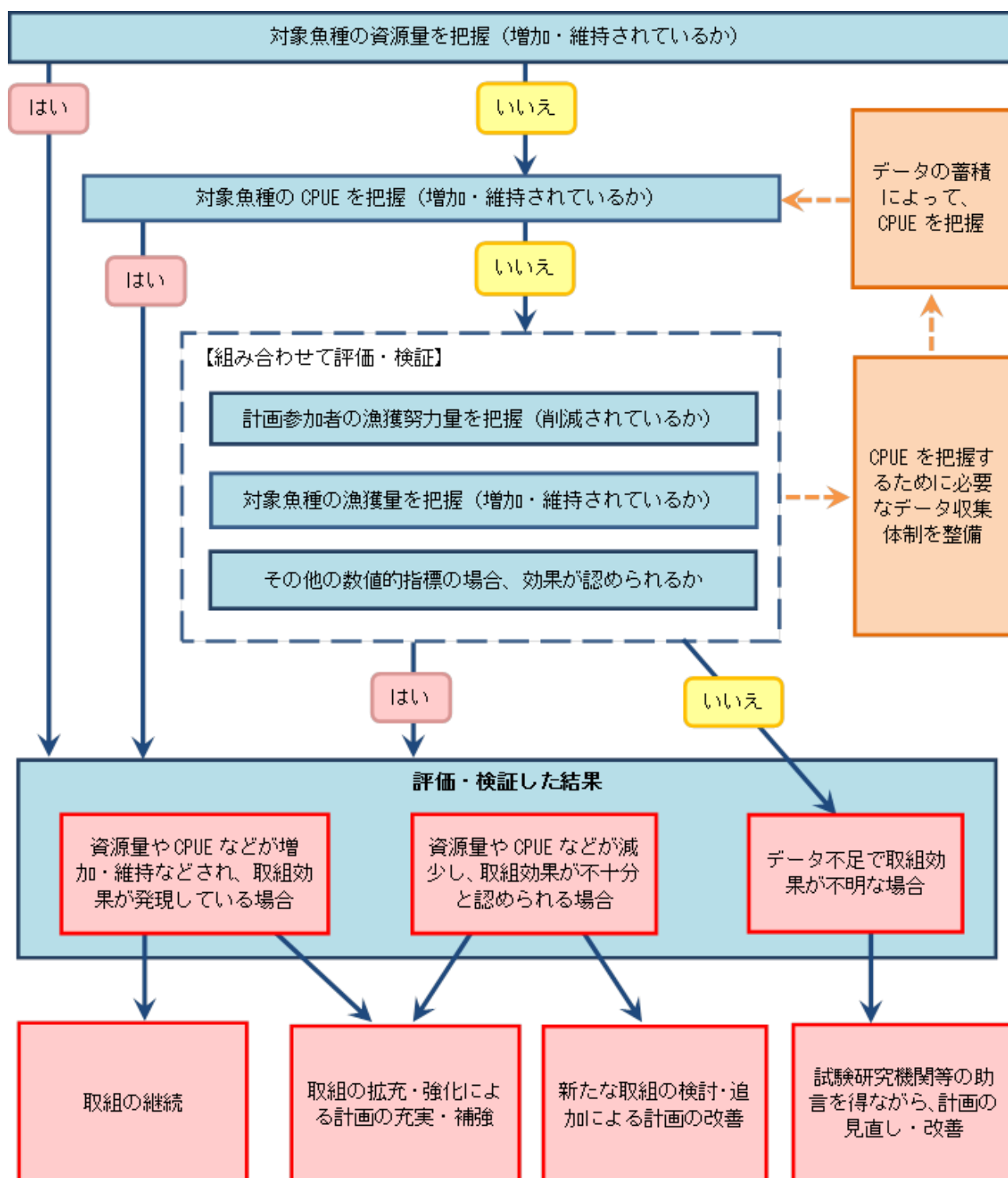
本指針に従い作成された資源管理計画については、以下に示す手順・方法により、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Act）のPDCAサイクルを着実に実施することを通じて、漁業や資源を取り巻く状況等に応じた適切な資源管理の推進を図ることとする。

- ① 策定後4年を経過した次の年度に、各資源管理計画に基づく資源管理措置の実施により資源の維持・回復等の効果が見られるかどうか、その資源管理措置が適切かどうか等につき、評価・検証する（図31）。
- ② 評価・検証については、外部有識者（漁業や資源管理についての専門的知識を有する者など）が参加する資源管理協議会が実施する。
- ③ 指標は、対象魚種の資源量やCPUEの経年的な動向を基本とし、現時点で資源量やCPUEの把握が難しい魚種や漁業種類についても、漁獲努力量及び漁獲量などの経年的な変化を組み合わせた定量的な資源動向を把握できるよう必要なデータ収集・蓄積などの体制整備に努めるものとする（図32）。
- ④ 評価・検証の結果を踏まえ、資源管理計画の目標、管理措置の内容等の見直し、改善を図るものとするとともに、資源管理措置を講ずる漁業者及び関係団体への周知徹底を図る。

【図 31：資源管理計画の評価・検証（PDCA サイクル）】



【図 32：資源管理計画の評価・検証手順例】



第4 その他

- 1 本指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行しなければならない。同計画の資源管理措置の履行状況については、別紙に従い各関係漁業者が資源管理措置を履行したことを示す資料に基づき、国が設置する資源管理協議会において確認するものとする。また、資源管理協議会は、必要に応じて現地調査を行うものとする。各関係漁業者は、国の行うこれらの履行確認に積極的に協力しなければならない。
- 2 各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備等の取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場・干潟の保全及び造成、森林の保全等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。
- 3 水産基本計画（2022年3月）では、I Qによる管理について、令和5年度までにT A C魚種を主な漁獲対象とする沖合漁業（大臣許可漁業）に原則導入することとしている。公的な試験研究機関が設定する科学的知見に基づく漁獲量上限等を基に、漁業者団体の自主的な取組として、年間又は漁期ごとの漁獲量を漁業者等に割当てとして配分し、全体漁獲量を管理することで十分な効果があると判断された場合には、個別割当を活用した強度の資源管理に取り組むことが重要である。
- 4 なお、積極的な資源管理に取り組むためには、経営管理の合理化や事業の共同化等により漁業経営基盤の強化に取り組むことも重要な課題であり、これらについても積極的に取り組むことが重要である。

第5 本指針の廃止

- 1 本指針に基づく資源管理計画及び本指針に即して作成する都道府県資源管理指針に基づく資源管理計画は、漁業法に基づく資源管理協定へ順次移行し、令和5年度末までに移行を完了することとし、これに伴い、本指針を廃止する。
- 2 また、資源管理基本方針への位置付けが行われた魚種を対象とする資源管理計画については、速やかに資源管理協定への移行を検討する。
- 3 なお、資源管理基本方針への位置付けが行われ、資源管理計画から資源管理協定への移行を完了した資源又は漁業種類については、本指針の記載内容を順次削除・整理し、資源管理基本方針と整合性のとれた記述とする。

別紙

資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者の行う資源管理措置の履行確認に当たっては、下表左欄の資源管理措置毎に、右欄に掲げる各手段を用いることとし、併せて漁獲量把握システムを活用するものとする。

資源管理措置	履行確認手段
休漁	以下のいずれかの資料を用いる。 ・ 漁獲成績報告書の写し及び仕切書の写し（市場取扱データ、荷受伝票等の水揚げを示す書類） ・ 係船等にて休漁している漁船の写真 ・ VMSの記録 ・ 作業時の無線等連絡の記録 ・ 入港日及び出港日が確認できる書類（入港届、出港届等）
漁獲量上限の設定	・ 仕切書の写し（市場取扱データ、荷受伝票等の水揚げを示す書類）
作業隻日数上限の設定	・ 漁獲成績報告書の写し及び仕切書の写し（市場取扱データ、荷受伝票等の水揚げを示す書類）
漁具の制限 (網目、オッターボードの制限等)	・ 漁具の写真
作業禁止区域の設定	・ GPS、VMS等の記録
漁獲物の制限 (全長又は体長の制限、産卵親魚採捕期間の制限等)	・ 仕切書の写し（市場取扱データ、荷受伝票等の水揚げを示す書類で、銘柄表示等があり、措置の履行が確認できるもの。）
種苗放流	・ 種苗放流に要した経費を負担したことがわかる証拠書類
海底清掃・海底耕耘	・ 当該活動の写真